

官報

號外 昭和二十一年七月十四日

衆議院議事速記録第十六號

昭和二十一年七月十三日(土曜日)
午後一時四十六分開議

議事日程 第十五號

昭和二十一年七月十三日
午後一時開議

第一 労働関係調整法案(政府提出) 第一讀會

〔朗讀ラ省略シタ報告〕

一、昨十二日政府カラ提出サレタ議案
ハ次ノ通りデアル

労働関係調整法案 改定豫算に關する法律案

一、議員カラ提出サレタ議案ハ次ノ通りデアル

宗教教育ニ關スル決議案

提出者
地崎宇三郎君 犬養 健君
田中 萬逸君 成島 勇君
林 連君

(以上七月十一日提出)

一、去十一日議長ニ於テ次ノ通り常任
委員辭任ノ許可ガアツタ

第七部選出決算委員 三木キヨ子君
一、去十一日委員長補關選舉ノ結果次
ノ通り當選シタ

懲罰委員
委員長 本田 英作君(委員長山
崎猛君去八日委員辭任
ニ付其ノ補關)

第五部選出
請願委員 坂東幸太郎君(武田キ
ヨ君補關)

請願委員 庄司 一郎君(栗山長
次郎君補關)

官報號外 昭和二十一年七月十四日

去十一日議長ニ於テ次ノ委員ヲ選
定シタ
會計法戰時特例廢止等に關する法
律案(政府提出)委員

青木 孝義君 菊池長右エ門君
坂田 道太君 瀧清 藤吉君
坂東幸太郎君 松浦 薫君
青木清左エ門君 江部 順治君
太田秋之助君 北村徳太郎君
高津 正道君 新妻 イト君
松本 七郎君 吉川 兼光君
東 隆君 松本 瀧藏君
竹谷源太郎君 伊藤 恭一君

特別都市計畫法案(政府提出、貴
族院送付)委員
鈴木 仙八君 西村 久之君
本多 花子君 水田三喜男君
森崎 了三君 森田 豊壽君
加藤 高藏君 佃 良一君
林田 正治君 細川八十八君
今村 等君 前田榮之助君
山口 静江君 山下 榮三君
原 國君 原尻 東君
森 曉君 中田榮太郎君

一、去十一日常任委員補關選舉ノ結果
次ノ通り當選シタ

第二部選出
請願委員 庄司 一郎君(栗山長
次郎君補關)

請願委員 坂東幸太郎君(武田キ
ヨ君補關)

請願委員 庄司 一郎君(栗山長
次郎君補關)

請願委員 坂東幸太郎君(武田キ
ヨ君補關)

一、去十一日特別委員理事補關選舉ノ
結果次ノ通り當選シタ
帝國憲法改正案(政府提出)委員
理事 柏原 義則君(理事田中
久雄君去九日委員辭任
ニ付其ノ補關)

一、去十一日次ノ通り特別委員ノ異動
ガアツタ
食糧緊急措置令(承諾を求める件)
委員

青木 孝義君 菊池長右エ門君
坂田 道太君 瀧清 藤吉君
坂東幸太郎君 松浦 薫君
青木清左エ門君 江部 順治君
太田秋之助君 北村徳太郎君
高津 正道君 新妻 イト君
松本 七郎君 吉川 兼光君
東 隆君 松本 瀧藏君
竹谷源太郎君 伊藤 恭一君

一、昨十二日衆議院規則第十五條ニ依
リ議長ニ於テ議席ヲ次ノ通り指定シ
タ

一、昨十二日衆議院規則第十五條但書
ニ依リ議長ニ於テ議席ヲ次ノ通り變
更シタ

一、〇 青木清左エ門君
二、四 田中 健吉君
三、四三 瀧清 藤吉君
三、五三 越原 巖君
三、六二 米山 久君

一、〇 青木清左エ門君
二、四 田中 健吉君
三、四三 瀧清 藤吉君
三、五三 越原 巖君
三、六二 米山 久君

一、去十二日委員長理事互選ノ結果次
ノ通り當選シタ

會計法戰時特例廢止等に關する法
律案(政府提出)委員

委員長 坂東幸太郎君
理事 青木 孝義君 松浦 薫君
青木清左エ門君 高津 正道君

特別都市計畫法案(政府提出、貴
族院送付)委員
委員長 林田 正治君
理事 鈴木 仙八君 西村 久之君
加藤 高藏君 今村 等君

一、昨十二日常任委員補關選舉ノ結果
次ノ通り當選シタ

第七部選出
決算委員 國司 安正君(三木キ
ヨ子君補關)

一、昨十二日ノ通り特別委員ノ異動ガ
アツタ
帝國憲法改正案(政府提出)委員
理事 柏原 義則君 田中 久雄君
青木 孝義君 松浦 薫君
青木清左エ門君 高津 正道君

一、昨十二日衆議院規則第十五條ニ依
リ議長ニ於テ議席ヲ次ノ通り指定シ
タ

一、昨十二日衆議院規則第十五條但書
ニ依リ議長ニ於テ議席ヲ次ノ通り變
更シタ

一、〇 青木清左エ門君
二、四 田中 健吉君
三、四三 瀧清 藤吉君
三、五三 越原 巖君
三、六二 米山 久君

一、去十二日委員長理事互選ノ結果次
ノ通り當選シタ

第二條 労働關係の當事者は、互に
労働關係を適正化するやうに、勞
働協約中に、常に労働關係の調整
を圖るための正規の機關の設置及
びその運営に關する事項を定める
やうに、且つ労働爭議が發生した
ときは、誠意をもつて自主的にこ
れを解決するやうに、特に努力し
なければならぬ。

第三條 政府は、労働關係に關する
主張が一致しない場合に、労働關
係の當事者が、これを自主的に調
整することに對し助力を與へ、こ
れによつて爭議行為をできるだけ
防止することに努めなければなら
ぬ。

第四條 この法律は、労働關係の當
事者が、直接の協議又は團體交渉
によつて、労働條件その他労働關
係に關する事項を定め、又は労働
關係に關する主張の不一致を調整
することを妨げるものでないこと
も、に、又、労働關係の當事者が、
かかる努力をする責務を免除する
ものではない。

第五條 この法律によつて労働關係
の調整をなす場合には、當事者及
び労働委員會その他の關係機關
は、できるだけ適宜の方法を講じ
て、事件の迅速な處理を圖らなけ
ればならぬ。

第六條 この法律において労働爭議
とは、労働關係の當事者間におい
て、労働關係に關する主張が一致
しない、そのために爭議行為が
發生してゐる状態又は發生する虞
がある状態をいふ。

第七條 この法律において爭議行為
とは、労働關係の當事者間におい
て、労働關係に關する主張が一致
しない、そのために爭議行為が
發生してゐる状態又は發生する虞
がある状態をいふ。

第七條 この法律において爭議行為
とは、労働關係の當事者間におい
て、労働關係に關する主張が一致
しない、そのために爭議行為が
發生してゐる状態又は發生する虞
がある状態をいふ。

第七條 この法律において爭議行為
とは、労働關係の當事者間におい
て、労働關係に關する主張が一致
しない、そのために爭議行為が
發生してゐる状態又は發生する虞
がある状態をいふ。

第七條 この法律において爭議行為
とは、労働關係の當事者間におい
て、労働關係に關する主張が一致
しない、そのために爭議行為が
發生してゐる状態又は發生する虞
がある状態をいふ。

第七條 この法律において爭議行為
とは、労働關係の當事者間におい
て、労働關係に關する主張が一致
しない、そのために爭議行為が
發生してゐる状態又は發生する虞
がある状態をいふ。

第七條 この法律において爭議行為
とは、労働關係の當事者間におい
て、労働關係に關する主張が一致
しない、そのために爭議行為が
發生してゐる状態又は發生する虞
がある状態をいふ。

とは、同盟罷業、怠業、作業所閉鎖その他勞働關係の當事者が、その主張を貫徹することを目的として行ふ行為及びこれに對抗する行為であつて、業務の正常な運営を阻害するものをいふ。

第八條 この法律において公益事業とは、左の事業であつて、公衆の日常生活に缺くことのできないものをいふ。

一 運輸事業

二 郵便、電信又は電話の事業

三 水道、電氣又は瓦斯供給の事業

四 警察又は公衆衛生の事業

主務大臣は、前項の事業の外、中央勞働委員會の決議によつて、業務の停廢が國民經濟を著しく阻害し、又は公衆の日常生活を著しく危くする事業を、一年以内の期間を限り、公益事業として指定することができる。

前項の中央勞働委員會の決議においては、使用者を代表する委員、労働者を代表する委員及び第三者である委員の各々の過半数の同意がなければならぬ。

主務大臣は、第二項の規定によつて公益事業の指定をしたときは、遅滞なくその旨を、官報に告示するの外、新聞、ラヂオ等適宜の方法により、公表しなければならない。

第九條 争議行為が発生したときは、その當事者は、直ちにその旨を労働委員會又は行政官廳に届け出なければならない。

第二章 斡旋
第十條 労働委員會は、幹議員候補

者を委嘱し、その名簿を作製して置かなければならない。

第十一條 幹議員候補者は、學識経験を有する者で、この章の規定に基づいて労働争議の解決につき援助を與へることができると認められなければならないが、その労働委員會の管轄区域内に住んでゐる者でなくとも差し支へない。

第十二條 労働争議が発生したときは、労働委員會の會長は、關係當事者の双方若しくは一方の申請又は職權に基づいて、幹議員名簿を指名しなくてはならない。但し、労働委員會の同意を得れば、幹議員名簿に記載されてゐない者を臨時の幹議員に委嘱することもできる。

第十三條 幹議員は、關係當事者間を斡旋し、雙方の主張の要點を確め、事件が解決されるやうに努めなければならない。

第十四條 幹議員は、自分の手では事件が解決される見込がないときは、その事件から手を引き、事件の要點を労働委員會に報告しなければならない。

第十五條 幹議員候補者に關する事項は、この章に定めるものの外命令でこれを定める。

第十六條 この章の規定は、労働争議の當事者が、雙方の合意又は労働協約の定により、別の斡旋方法によつて、事件の解決を圖ることを妨げるものではない。

第三章 調停
第十七條 労働組合法第二十七條第一項第三號の規定による労働委員

會による労働争議の調停は、この章の定めるところによる。

第十八條 労働委員會は、左の各號の一に該當する場合に、調停を行ふ。

一 關係當事者の双方から、労働委員會に對して、調停の申請がなされたとき。

二 關係當事者の雙方又は一方から、労働協約の定に基づいて、労働委員會に對して調停の申請がなされたとき。

三 公益事業に關する事件につき、關係當事者の一方から、労働委員會に對して、調停の申請がなされ、労働委員會が、調停を行ふ必要があると決議したとき。

四 公益事業に關する事件につき、労働委員會が職權に基づいて、調停を行ふ必要があると決議したとき。

五 公益事業に關する事件又はその事件が規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に關するものであるために公益に著しい障害を及ぼす事件につき、行政官廳から、労働委員會に對して、調停の請求がなされたとき。

前項の規定によつて地方労働委員會又は特別労働委員會の行つた調停が成らなかつたときは、中央労働委員會は、關係當事者の双方若しくは一方からの申請又は職權に基づいて、その事件の調停を行ふことができる。

前項の規定によつて中央労働委員會が職權に基づいて行ふ調停は、

第一項第五號の事件に限る。

第十九條 労働委員會による労働争議の調停は、使用者を代表する委員、労働者を代表する委員及び第三者である委員から成る調停委員會を設け、これによつて行ふ。

第二十條 調停委員會の、使用者を代表する委員と労働者を代表する委員とは、同數でなければならない。

第二十一條 調停委員會の委員は、労働委員會の委員の中から、労働委員會の會長がこれを指名する。但し、左の場合には労働委員會の會長は、労働委員會の委員以外の者を、調停委員會の委員に委嘱することができる。

一 労働委員會の委員以外の者を、使用者を代表する調停委員會の委員に委嘱することにつき、労働委員會の使用人を代表する委員の同意を得たとき。

二 労働委員會の委員以外の者を、労働者を代表する調停委員會の委員に委嘱することにつき、労働委員會の使用人を代表する委員の同意を得たとき。

三 労働委員會の委員以外の者を、第三者である調停委員會の委員に委嘱することにつき、労働委員會の使用人を代表する委員及び労働者を代表する委員の各々の過半数の同意を得たとき。

前項但書の規定によつて委嘱された委員は、これを法令によつて公務に従事する職員とみなす。

第二十二條 調停委員會に、委員長を置く。委員長は、調停委員會で、

第三者である委員の中から、これを選挙する。

第二十三條 調停委員會は、委員長がこれを招集し、その議事は、出席者の過半数でこれを決する。調停委員會は、使用者を代表する委員及び労働者を代表する委員が出席しなければ、會議を開くことはできない。

第二十四條 調停委員會は、期日を定めて、關係當事者の出席を求め、その意見を徴さなければならない。

第二十五條 調停をなす場合には、調停委員會は、關係當事者及び参考人以外の者の出席を禁止することができる。

第二十六條 調停委員會は、調停案を作成して、これを關係當事者に示し、その受諾を勧告するとともに、その調停案は理由を附してこれを公表することができる。この場合必要があるときは、新聞又はラヂオによる協力を請求することができる。

第二十七條 公益事業に關する事件の調停については、特に迅速に處理するために、必要な優先的取扱かなされなければならない。

第二十八條 この章の規定は、労働争議の當事者が、雙方の合意又は労働協約の定により、別の調停方法によつて事件の解決を圖ることを妨げるものではない。

第四章 仲裁
第二十九條 労働組合法第二十七條第一項第三號の規定による労働委員會による労働争議の仲裁は、こ

の章の定めるところによる。

の章の定めるところによる。

第三十條 勞働委員會は、左の各號の一に該當する場合に、仲裁を行ふ。

一 關係當事者の雙方から、勞働委員會に對して、仲裁の申請がなされたとき。

二 勞働協約に、勞働委員會による仲裁の申請をなさなければならぬ旨の定めがある場合に、その定に基いて、關係當事者の雙方又は一方から、勞働委員會に對して、仲裁の申請がなされたとき。

第三十一條 勞働委員會による勞働爭議の仲裁は、特別の委員會を設けることなくこれを行ふ。但し、事件の事實調査のため、小委員會を設けることは差し支へない。小委員會は勞働委員會の請求があつたときは、これに對し、仲裁裁定案を提出しなければならぬ。

第三十二條 仲裁をなす場合には、勞働委員會は、關係當事者及び参考人以外の者の出席を禁止することができる。

第三十三條 仲裁裁定は、書面に作成してこれを行ふ。その書面には效力發生の期日も記さなければならぬ。

第三十四條 仲裁裁定は、勞働協約と同一の效力を有する。

第三十五條 この章の規定は、勞働爭議の當事者が、双方の合意又は勞働協約の定により、別の仲裁方法によつて事件の解決を図ることを妨げるものではない。

第五章 勞働組合の制限禁止等
第三十六條 工場事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廢し、又はこれを妨げる

行為は、爭議行為としてでもこれをなすことはできない。

第三十七條 公益事業に關し、關係當事者が爭議行為をなすには、第十八條第一項第一號乃至第三號の規定によつて調停の申請をなしその申請をなした日又は同項第四號の決議若しくは同項第五號の請求がなされた日から、三十日を經過した後でなければならぬ。但し、爭議行為の發生中にその事業が第八條第二項の規定によつて公益事業として指定されてもその爭議行為については、この限りでない。

第三十八條 警察官吏、消防職員、監獄に於いて勤務する者その他國又は公共團體の現業以外の行政又は司法の事務に従事する官吏その他の者は、爭議行為をなすことはできない。

第三十九條 前二條の規定の違反があつた場合においては、その違反行為について責任のある使用者若しくはその團體、勞働者の團體又はその他の若しくはその團體は、これを一萬圓以下の罰金に處する。

前項の規定は、そのものが、法人であるときは、理事、取締役その他法人の業務を執行する役員に、法人でない團體であるときは、代表者その他業務を執行する役員にこれを適用する。

一個の爭議行為に關し科する罰金の總額は、一萬圓を超えることはできない。

法人、法人でない使用者又は勞働者の組合、爭議團體等の團體であつて解散したものに、第一項の規定を適用するについては、その團體は、なほ存続するものとみなす。

第四十條 使用者は、この法律による勞働爭議の調整をなす場合において勞働者がなした發言又は勞働者が爭議行為をなしたことを理由として、その勞働者を解雇し、その他これに對し不利益な取扱をすることはできない。但し、勞働委員會の同意があつたときは、この限りでない。

第四十一條 前條の規定の違反があつた場合においては、その行為をなした者は、これを五箇月以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處する。

第四十二條 第三十九條及び前條の罪は、勞働委員會の請求を待つてこれを論ずる。

第四十三條 調停又は仲裁をなす場合において、その公正な進行を妨げる者に對しては、調停委員會の委員長又は勞働委員會の會長は、これに退場を命ずることができ

る。

第六章 費用雜費
第四十四條 勞働委員會の委員、第十二條の調停員及び第二十一條第一項但書の調停委員會の委員並びに勞働委員會による勞働爭議の調停又は仲裁のため出頭を求められた者は、勅令の定めるところにより、費用の雜費を受ける。

附則
この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

勞働爭議調停法は、これを廢止する。

勞働組合法の一部を次のやうに改正する。

正する。

勞働組合法第十一條第一項を次のやうに改める。

使用者ハ勞働者ガ勞働組合ノ組合員ナルコト、勞働組合ヲ結成セントシ若ハ之ニ加入セントスルコト又ハ勞働組合ノ正當ナル行為ヲ爲シタルコトノ故ヲ以テ其ノ勞働者ヲ解雇シ其ノ他之ニ對シ不利益ナル取扱ヲ爲スコトヲ得ズ

〔國務大臣河合良成君發壇〕
○國務大臣(河合良成君) 只今議題トナリマシタ勞働關係調整法案ノ提案ノ理由ヲ説明シマス

先ツ理由第一ヲ申上ゲマス、我が國再建ノ上ニ於キマシテ、勞働者ノ占ム意義ハ極メテ重シク大ナルモノガアリマス、而シテ勞働者ニ對シテ斯カル重大ナル義務ノ完遂ヲ期待致シマスル爲ニハ、ドウシテモ民主主義機構ノ下ニ於キマシテ、是等勞働者ノ團結權ヲ保障致シマシテ、其ノ地位ノ向上ヲ促進致シマシテ、我々ノ腕ニ依ツテ國家ヲ再建スルノ道ヲ云フ勞働者ノ内發的自覺ヲ促サネバナラヌノデアリマス、此ノ自覺ニ依ルニアラザレバ、本當ニ盛リ上ル勞働意欲ト云フモノハ出テ來ナイノデアリマス、前内閣ニ於テ勞働組合法ヲ制定シ、現内閣ニ於テ勞働組合ノ健全ナル發達ヲ促進シツ、アル所以モ亦實ニ茲ニ存スルノデアリマス、故ニ勞働組合法ノ究極ノ目的ト云フモノハ、國爭デナクシテ平和デアラネバナラス、破壞デナクシテ建設デアラネバナラスノデアリマス(拍手)最近我が國ニ於キマシテ勞働爭議ガ頻々トシテ起ルコトハ洵ニ悲シムベキコトデアリマス、言フマデモナク終戰後ノ我が國ノ狀態ハ謂ハバ經濟的斷層ニ

打突カツテ居ルノデアリマシテ、或ハ食糧面ニ、或ハ生活面ニ、或ハ通貨物價面ニ、或ハ失業面ニ各種ノ不安ト激動トガ續出致シマシタ、爲ニ勞働者ガ收入ノ不足ト生活ノ脅威トニ苦シム事實ハ、洵ニ同情致サネバナラスコトデアリマスルシ、此ノ面ニ沿ヒタル勞働運動ノ活潑化ト云フコトモ當然ノコトト云ハネバナラスノデアリマス、又經營者ニ於キマシテモ、生産ニ對スル惡條件ニ悩マサレ、採算不能ニ陥リ、生産ニ熱意ヲ有セザル如キ者アラ見ルニ至ルノ甚ダ悲シムベキコトデアリマス、併シ今日ハ斯ウ云フ現狀ニ満足スベキ時期デハ斷ジテアリマセヌ、何トシテモ斯ウ云フ事態ヲ超越エテ、國民一人々々ガ國民生活安定及ビ國家再建ノ爲ニ勵ギ抜クト云フコトニシナクテハナラヌノデアリマス、勿論今日ノ勞働爭議ハ、或ル程度マデ起ルベキ事由ガアツテ起キテ居ルコトハ否ムベカラザル事實デアリマスルガ、是ハ國家ノ現狀カラ見テ、凡ユル方法ヲ以テ最善ヲ盡シ、能フ限リ其ノ發生ヲ未然ニ防止シナクテハナリマセヌ、又萬一發生致シマシタ場合ニハ、迅速ニ之ヲ解決シナクテハナラヌノデアリマシテ、斯ウ云フ實際上ノ根據ニ基キマシテ、政府ニ於テモ此ノ方針ノ下ニ新タニ法律ヲ制定スル必要ガアルノデアリマス、此ノ點ハ昨年十二月勞働組合法制定ノ際ニモ豫見セラレタ所デアリマス、是ガ本法案ヲ提出シタ最モ重要ナル理由デアリマス、併シ一面勞働爭議ハ好マシクナイトハ言ヒナガラ、決シテ權力ヲ以テ之ヲ彈壓シテ事ヲ處理スベキ性質ノモノデアリマセヌ、先ツ當事者ガ凡ユル合理的な條件ヲお互ヒニ討究致シマシテ、相手方ノ立場ト事情トヲ出來

ルベク誠意ヲ以テ考ヘマシテ、ドウシ
テモ其ノ主張ノ一致セザル點ニ付テ
ハ、事ノ性質ニ從ヒマシテ、或ハ互讓
シ、或ハ公平ナル第三者ノ意見ヲ聽
キ、與議ニ從ヒ、問題ノ解決ヲ期ス
ニ努力スベキデアリマス、仍チ本法案
ニ於テハ、常ニ爭議當事者ガ自主的ニ
豫防解決ニ當ルベキコトヲ原則ト致シ
マシテ、之ニ配スルニ公正ナル斡旋調
停又ハ仲裁等ノ助力ヲ與ヘルコトヲ目
標トシテ法案ガ組立テラレテ居ルノデ
アリマス

第二ノ理由ト致シマシテ申述ベキ
ノハ、労働爭議ト公益トノ關係デアリ
マス、労働者ノ團結權及ビ團體交渉權
ハ常ニ公共ノ福祉ノ爲ニ利用セラレ、
是ト調和ヲ保ツテ行カネバナラスノデ
アリマス、此ノ趣旨ハ憲法改正案ニモ
特ニ講ツテ居ル點デアリマス、殊ニ國
家事務ハドウシテモ都合好ク遂行サレ
ネバナラスシ、國民生活ノ脅威ハドウ
シテモ除カレネバナラスノデアリマ
ス、本法案ニ於テハ其ノ趣旨ニ則リマ
シテ、方理委員以外ノ官吏等ノ干渉
行爲ヲ禁止スルコト共ニ、他方調停、水
道、電氣、瓦斯、警察、衛生等ノ最小
限度ニ於テ公益ニ對シテ對立スル點
爭議ヲ禁止シマシテ、且ツ狀態ニ依
テハ當事者ノ申述ナクシテ調停ヲナ
シ得ルコトトナシテマシマス、是
ハ國家トシテ一般國民ノ公益ヲ尊重
然ノ措置ヲアルト思フノデアリマス
(拍手)

以上ノ本法案提出ノ大體ノ理由ヲ
リマス、勿論本法案ソレ自體ハ、労働
爭議ノ豫防及ビ解決ニ關スル技術的
法制度ニ過ぎマセスカラ、問題ノ根本
解決ノ爲ニハ、是ト並行シテ各般ノ實
體的措施、例ヘバ食糧問題、「インフ

レ」問題等ノ解決、失業対策、生活保護
問題等ノ解決ガ必要デアルコトハ申ス
マデモナイ所デアリマス、特ニ現
ニ多クノ場合ハ労働ノ原因トナツテ居ル
所ノ資金其ノ他ノ労働條件ニ付キマシ
テモ、早急ニ適當な措置ヲ執ルベキデ
アリマシテ、政府ハ是等ノ點ニ付テモ
出來ル限リノ努力ヲ傾注シテ居ル次第
デアリマス、以上提案理由ヲ申述ベタ
次第デアリマス、何卒御審議ノ上
御賛成アラシコトヲ希望致シマス(拍
手)

○議長(議員三君) 質疑ノ通告サ
リマス、順次之ヲ許シマス、山本勝
市君

○山本勝市君 此ノ法律案ノ審議
ニ根本的ニ重大デアルト考ヘマス五ツ
ノ點ニ付テ御尋ね申上ゲタイと思フ
デアリマス、質問ハ極力簡單ニ致シマ
スカラ、答辯ハ徹底的スルヲ十分御
答ヘ願ヒタイノデアリマス

第一ニ御尋ね申上ゲタイモノハ、今
同ノ労働關係調整法ノ制定ノ趣旨ニ照
止セラレベキ點ニ付テは、労働關係
法ト云フモノト、今同ノ労働關係調整
法トノ比較ニ於テ、根本的ニ違フ點
ル點ハドウシテアルカ、政府ハ必
ラレカ、是ハ其ノ趣旨ニ付テハ政府
員ノ方カラデモ精確デアリマス、カ
要點ヲデモ御答ヘ願ヒタイノデア
アリマス

マシイ方法デハナイ、同時ニ労働大衆
ノ幸福ト云フ點ヲ考ヘマシテモ、總
リノ點ハ良サウニ見エテ、雖チ大衆
ノ幸福自身ヲ妨グルモノデアルト云
考ヘテ持ツテ居ルモノデアリマス、併
シ政府ノ聲明ニモ拘ラス、各地ニ於
テ生産管理ハ引續キ行ハレテ居ルガ事
實デアリマス、ソレハ如何ナル理由ニ
依ルノデアルカ、實際ノ取締ガ困難デ
アルカラ引續キ行ハレテ居ルノデア
カ、或ハ現在行ハレテ居ル程度ノ生産
管理デアラナラ差支ヘナイト云フ政
府ノ意思デアルノカ、其ノ點ヲ厚生大
臣カラ御説明願ヒタイノデアリマス、同
時ニ生産管理ヲドノ限界マデ認メ
アルカ、認メナイノデアルカ、ドウ云
フ理由デ認メナイノデアルカ、是マデ
御答辯ノ中ニモ斷片的ニハ御答辯ガ
アリマシタケレドモ、此ノ機會ニ於
テ其ノ限界ヲハッキリ御答ヘ願ヒ
タイ、又現在引續キ各地行ハレテ居
イト云フ所信ヲ公ニサレタ政府ガ、實
際ニドウヤウナ態度デ之ヲ處理サレ
方針デアルカ、此ノ點モ承リタイノ
デアリマス

第三ニ御尋ね申上ゲタイモノハ、戴
テモ御答辯ガアリマス、政府ハ生産管
理ハ如何ナシ、労働條件ノ改善等
ニ關シテハ、各工場ニ組織協議會ヲモ
ノ設置、地方針デアルト云フコト
風ニ言ヒテラレマシタ、尙其ノ組織
協議會ト云フモノガ、今日實際ニ各地
ニ行ハレテ居ル所ハ、多種多様デア
リマス、政府ガ今後之ヲ行カウト云
フ組織協議會ハ、ドウヤウナ組織ニ
ノデアルカ、六月十三日議會秩序ノ保

持ニ關スル聲明ヲサレタ尙シ日ニ於
テ、書記官長談トシテ、労働協議會
開スル談ガアリマシタケレドモ、此
ノ希望スル所ノ組織協議會ガドウヤ
アリモノデアルカト云フコトハ明瞭
アリマセス、經濟ノ全體ニ對シテ
協議會ニ於テ協議サレハレタコト
ハ、是ハ企業者側モ労働者側モ忠實
實行シテ貰フノコト云フコトハ言
居リマス、其ノ協議スベキ事項ガ、
經營ノ全般ニ亙ルノデアルカ、サウ
ハナクテ或ル限界ヲ有スルノデア
カ、若シ限界ヲ有スルノデア
ノデアルカ、書記官長談ヲ見マス
生産ノ計畫ヲ立テル問題ニ付テハ
協議會ニ掛ケルト云フコトデアリ
人事ノ一般方針ニ關シテモ經濟協
議會ニ掛ケルト云フ風ニ取レル言
アルノデアリマス、サウ云フ意味カ
ラ、書記官長談ハ正確ノ仕様ニ依
ハ、經濟ノ全般ニ亙ルコトデア
シ、サウデナイ知ラセヨ、此ノ機
會ニ於テ、經濟協議會ガ協議スベ
ク範圍ヲ明確ニ御答ヘ願ヒタイ、私
共ノ考ヘニ依ルト、金ト云フモノ
ガ、組合トハ違フタ金トノ性質上何
ノ國ニ於テモ企業ガ企業トシテ存立
ル爲ニ、其ノ企業内ニ於テ地位ト
任ト云フモノハ、必ズシテ其ノ企業
從事スル者全體ガ首腦シテ居ルノ
ナイ、是ハ當然ノ理、コトデア
リマス、是ハ當然ノ理、此ノ事實
考ヘマス、經濟協議會ニ付議
セラルベキ問題ノ範圍ハ、自ラ限界
アルベキデアルト云フ考ヘヲ持ツ
ルノデアリマス、政府モ恐ラク同
ヘデハナイコト思ヒマス、其ノ限界

ヲ明瞭ニサレタコトガ、労働關係
連正ナル調整ヲ期スル上ニ必要ダ
ヘルノデアリマス
第四點トシテ文部大臣ニ御質問願
ヒタイノデアリマス、新聞編輯
所ニ依ルト、文部大臣ガ、教職員ノ
議行爲ハ、教職員ノ仕事ノ性質上之
メル點ニハ行カネバト云フコト
表サレタヤウデアリマス、所ガ其ノ後
傳ハ聞タ所ニ依リマス、此ノ文部大
臣ノ方針ヲ變ツタヤウニ傳ハレテ居
ルノデアリマス、果シテ變ツタノデ
アルカ、變ツタノデナイカ、若シ何
カノ事情ニ依ツテ其ノ方針ヲ變ツ
スレバ、ヤハリ變ツタ事情ヲハッキリ
トサセルトコトが必要ト思フノデア
マス、苟クモ文教スズアル大臣ガ發
表シタ其ノ意見ガ、而モ教職員ノ議
行爲ト云フガ如キ極メテ重大ナ問題
アリ、心アル人々サテ文部大臣ノ考
多ク其鳴フシテ居ツタヤウニ私共ハ
テ居ルノデアリマス、ソレカ
有耶無耶ノ理ニ對シテ云フコト
アレバ、斯ウ云フ已ム得ナイ事情ガ
變ツタト云フ點ハ、或ハ自ラノ考ヘ
が必要ト思フノデアリマス、其ノ點
ノ事情ヲ明カニシテ御答ヘ願ヒ
マス、恐ラク世間ノ何レノ國ニ於
モ、勞働ニ從事スル者トシテノ立場
於テハ、教職員ト雖モ他ノ一般ノ職
ト變リハ、メセカレドモ、併シ特
ニ教育サレベキ人ナリ前ニ持ツテ居
所ノ教育者ハ、教育サレル者ノ信頼
上ニ其ノ仕事ガ成立シテ居ルノデア
テ、單ナル勞務關係トカ利害ノ關係
ガ、契約ニ依ツテ成立シテ居ナイ所
教育者ノ立場ト云フモノヲ考ヘマス
ト、私ハ教育者ノ職務ヲ行ハナ

マシイ方法デハナイ、同時ニ労働大衆
ノ幸福ト云フ點ヲ考ヘマシテモ、總
リノ點ハ良サウニ見エテ、雖チ大衆
ノ幸福自身ヲ妨グルモノデアルト云
考ヘテ持ツテ居ルモノデアリマス、併
シ政府ノ聲明ニモ拘ラス、各地ニ於
テ生産管理ハ引續キ行ハレテ居ルガ事
實デアリマス、ソレハ如何ナル理由ニ
依ルノデアルカ、實際ノ取締ガ困難デ
アルカラ引續キ行ハレテ居ルノデア
カ、或ハ現在行ハレテ居ル程度ノ生産
管理デアラナラ差支ヘナイト云フ政
府ノ意思デアルノカ、其ノ點ヲ厚生大
臣カラ御説明願ヒタイノデアリマス、同
時ニ生産管理ヲドノ限界マデ認メ
アルカ、認メナイノデアルカ、ドウ云
フ理由デ認メナイノデアルカ、是マデ
御答辯ノ中ニモ斷片的ニハ御答辯ガ
アリマシタケレドモ、此ノ機會ニ於
テ其ノ限界ヲハッキリ御答ヘ願ヒ
タイ、又現在引續キ各地行ハレテ居
イト云フ所信ヲ公ニサレタ政府ガ、實
際ニドウヤウナ態度デ之ヲ處理サレ
方針デアルカ、此ノ點モ承リタイノ
デアリマス

イ、行フコトガ出来ナイト云フコトガ
寧ロ必要ト思ヒマス、恐ラク世界ノ
何人ト雖モ此ノコトヲ承認スルデアラ
ウト思フノデアリマス、隨テ教育者ヲ
今日ノ如ク洵ニ修メテ待テ置ニ置イ
テ、サウシテ爭議行爲ヲ認メスト云フ
ヤウナコトデハナシニ、爭議行爲ナド
ヲスル必要ノナイヤウニ、少クモ教
育者トシテノ面目ヲ保チ得ルダケノ十
分ナ待テ置シテ、又優秀ナ人材ガ教育
者トシテ集ツテ來ルダケノ待テ置シ
テ、同時ニ爭議行爲ナドハ出来ナイト
云フ風ニ決メラルベキモノデアアル(拍
手)此ノ主張ハ恐ラク何處ヘ行ツテモ
通ル主張デアルト思フノデアリマスカ
ラ、敢テ私ハ田中大臣ニ御伺ヒテ
致シタイノデアリマス

第五ニ厚生大臣ニ御伺ヒ致シマス
ガ、先般此ノ議場ニ於テ、或ル議員ノ
方カラ、最低賃金ヲ設ケル意思ハナ
イカト云フ意味ノ質問ガアツタノニ對
シテ、物價ガ安定シナレバ、今日ノ
ヤウナ物價ノ不安定ノ狀況デ最低賃金ヲ
決メテ見テモ意味ガナイト云フヤウナ
御答辯ガアリマス、私ハ洵ニ御尤モ
ナ御答辯デアルト考ヘタノデアリマ
ス、私ハ此ノ理由ト全ク同ジ理由ニ基
イテ、今回制定セラレル所ノ勞働關係
調整法ヲ適正ニ運用シテ行ク場合ニ、
物價ノ不安定ト云フ事情カラ種々ナル困
難ニ遭遇スルモノト考ヘルノデアリマ
ス、勞働關係調整ノ主ナル問題ハ、勞
働條件ニ關スル問題デアリマセウシ、
其ノ中デモ勞賃ノ問題ガ大キナ問題ニ
ナルノデアリマス、其ノ場合ニ今日ノ
ヤウナ價格ガ極メテ不均衡デアリ、不
安定デアルト云フ狀況ノ下ニ於テハ、
如何ニ勞働方面ノ代表ト使用者側ノ代
表ト、或ハ第三者ノ代表ガ集ツテ裁

定致シマシテモ、適正ナ裁定ヲナスベ
キ基礎ガ定マツテ居ラナイ爲ニ、不可
能ニ近イ程ノ困難ニ遭遇スルモノト考
ヘルノデアリマス、隨テ此ノ法案ヲ今
日ノ實情ニ照シテ提出サレタト云フコ
トハ、洵ニ時宜ヲ得タ必要ナコトト考
ヘルノデアリマスケレドモ、此ノ法案
ノ目的ヲ十分ニ達成スル爲ニハ、何ヲ
指イテモ經濟ノ安定、殊ニ物價ノ安定
均衡ヲ實現スルコト云フコトガナケレ
バ、此ノ法案ノ目的ハ達成サレナイ
信ズルノデアリマス(拍手)ソコデ政
府ハ如何ナル方法ヲ以テ、此ノ不均衡
ノ不安定ナ經濟、殊ニ物價ノ不均衡、
不安定ニ對シテ、均衡ヲ取り、安定ヲ
得シムル方針デアルカ、經濟安定本部
ト云フモノヲ作ルカラ、ソコデ色々考
ヘルト云フ風ナコトガ他ノ質問ニ關聯
シテ屢々答ヘラレタノデアリマスケレ
ドモ、其ノ經濟安定本部ト云フモノヲ
作ツタダケデ、經濟殊ニ價格ノ安定ガ
得ルレヲ譯モノノデアリト云フコト
ハ、改メテ申上ゲルデモナイ所デア
リマス、其ノ經濟安定本部ガ如何ナル
方針デ經濟界ノ安定ヲ實現スルカト云
フコトニ關シテハ、皆様モ御承知ノ通
リ、如何ナル國ニ於テモ二ツノ途ガ爭
ツテ居ルノデアリマス、一ツハ計畫經
濟ノ途ニ依ツテ價格ノ均衡ヲ實現シ、
經濟界ノ安定ヲ圖ラウトスル途ト、自
由主義經濟ノ途ニ依ツテ價格ノ均衡ヲ
實現シ、經濟界ノ安定ヲ圖ラウトスル
途トデアリマス、吉田内閣總理大臣
ハ、自由黨ノ總務會長トシテ組閣ノ命
ヲ受ケラレタト云フ風ニ私ハ了解シテ
居ルノデアリマス、又自由黨カラ澤山
ノ關係ガ送ラレテ居リマス、サウ云フ
點カラ色々考ヘマスト、經濟安定本部
ヲ執ラウトスル經濟安定ノ方途ハ、自

由主義經濟ノ方針ノ三行カウトシテ
居ルヤウニモ考ヘラレルノデアリマ
ス、一言申上ゲマスガ、私ガ此處デ自
由主義經濟ト申シマスル意味
ハ、誤解ノナイヤウニ申上ゲテ
置キマスガ、國民ノ財產ノ安
全ヲ守リ、營業ノ自由、勞働ノ
自由ト云フモノヲ確保シテ、國民各、
ヲシテ其ノ志スル所ニ從ツテ、自己ノ責
任ト自己ノ創意ニ基イテ、自由闊達ニ
仕事ヲサセルコトヲ根本ノ方針トス
ル、此ノ方針ダケデハ不十分ナ所ヲ補
フ意味ニ於テノミ政府ハ之ヲ統制ス
ル、統制ヲ全面的ニヤメルノデアリ
ケレドモ、飽クマデモ原則ハ國民各、
ノ志スル所ニ從ツテノ創意ト責任ニ基イ
テノ經濟活動ニ置クノデアツテ、政府
ノ統制ハ補足的ニ行ハレルノデアリ、
其ノ補足的ニ行ハレル統制ニ於テノミ
計畫ガ必要デアル、斯ウ云フ自由主
義トシテ、統制ハ補足補充ノ意味ニ於テ
行ハレルト云フノガ、我々ノ考ヘテ居
ル自由主義ノ經濟ト申スモノデアリマ
ス(拍手)サウ云フ自由主義ノ政策ハ、
唯私一個ガ考ヘルダケデハナクテ、自
由黨ガ結黨以來幾度カ天下ニ公約ヲシ
テ居ル所デアリマス、隨テ其ノ方針デ
行カレルモノトモ解釋サレラガ、併シ
ナガラ經濟安定本部ノ責任者トシテ何
人ヲ選ブカト云フ場合ニ、新聞紙ノ傳
ヘル所ヲ見テ居リマス、或ハ日本ノ
經濟ノ總本部トモ申スベキ此ノ安定本
部ガ、計畫經濟ノ途ヲ採ツテ行クノデ
ハナカラウカト考ヘラレルヤウナ節モ
ナイデハナイ、斯ウ云フ風ナ根本的
ナ方途——世界ノ何レノ國ニ於テモ兩
者ガ相爭ツテ居ルト云フカ、相引合ツ
テ居ル所ノ此ノ二ツツノ何レノ方途
ヲ採ルカ、曖昧ノ儘ニ置クト云フコト

ガ經濟ノ安定ヲ傷ツケル、安定ノ促進
ヲ妨ゲルト云フコトハ明瞭デアリマシ
テ(拍手)私ハ此ノ點ニ付テ政府ノ所信
ヲ聽キタイノデアリマス、大體私ノ御
伺ヒシタイ點ハ以上ノ五ツノ點デアリ
マス(拍手)

【國務大臣河合良成君登壇】
○國務大臣(河合良成君) 只今ノ山本
君ノ御質問ニ對シテ答辯致シマス
第一ノ問題ハ、本法案ト現行ノ勞働
爭議調停法トノ相違點ニ付デアリマ
シタガ、是ハ古イ勞働爭議調停法ニ於
キマシテハ、調停ト云フコトダケシカ
捉ヘテ居リマセヌ、サウシテ極ク弱イ
法律デス、且ツ仲裁トカ、ソレカラ幹
旋トカ云フコトヲ規定シテ居リマセ
ヌ、其ノ上ニ調停ヲ行フ調停委員會ノ
編成ト云フモノハ、其ノ時々ニ作ルモ
ノデアリマシテ、是デハドウモ餘リ安
定シテ居リマセヌ、ソコデ勞働委員會
ヲ母體トシテ常置ノニ之ヲ置イテ、サ
ウシテ爭議問題ガ起ル度ニソレヲ援
シテ行クト云フ制度ニ致シテ居リマ
ス、尙ホ第三ニ公益的の見地カラ、爭議
問題トノ交錯點ニ注意ヲ致シマシテ、
先程說明シマシタヤウニ、色々爭議ノ
禁止ナリ或ハ拔打の爭議ノ制限ナドヲ
致シテ居リマス、斯ウ云フ點ニアリマ
シテ、大體ハ民主主義ノ確立ニ伴ヒマ
シテ勞働組合ガ出來、サウシテソレ
ニ基イテ斯ウ云フ法律ガ出來ルノデア
リマシテ、前ノトハ大分性格ガ違ツテ
居リマス、サウ云フ風ニ御承知ヲ願ヒ
タイト思ヒマス

ハ、憲法案ニモ明示シテアル如ク
ニ、個人ノ人格權ノ尊重、基本人權ノ
尊重ト云フモノハ、民主主義機構ノ最
モ根本ヲ成シテ居リマシテ、其ノ個人
ノ基本人權ニ附帶シマシテ、勤勞ヲヤ
ル權利ハ勿論アリマス、又個人ガ
財產ヲ所有スル、或ハ利用スルコト云フ
財產權ト云フモノモ當然出テ來ルノデ
アリマス、一ツハ屬物的ト申シマスガ、言葉
ハ惡イカモ知レマセヌガ、サウ云フ線
ニ沿ウタ權利自由ヲ認メテ居リマス、
ソレデ勿論是ハ人間ニ屬シタ二ツノ權
利デアリマスルガ、ソレハ物ノ方面、
財產權ノ方面ガ經營權トナツテ現ハレ
テ居ルト云フ風ニ私共ハ見テ居リマス
ノデ、二ツトモ人間ノ自由デアリ權利
デアルト云フ風ニ、勞働權ト云フモノ
ノ、經營權ト云フモノモ權利デアルト
認メテ居リマス、サウ云フ二ツノモノ
ガアリマスルカラ、お互ヒニソレヲ尊
重シ合ツテ、サウシテ相手方ノ承諾ナ
クシテハ之ヲ侵サスト云フ所ニ、生産
管理ノ界限ガアル、サウ云フ風ニ私共
ハ解釋シテ居リマス

ソレカラ第二ノ點ハ生産管理ノ界限
ト云フヤウナ意味ノ問題、或ハ生産管
理ノ界限ヲドウシテ決メルカト云フ根
本問題ニ觸レテ御質問ノヤウニ拜承
致シマシタガ、此ノ點ニ付キマシテ

ハ、憲法案ニモ明示シテアル如ク
ニ、個人ノ人格權ノ尊重、基本人權ノ
尊重ト云フモノハ、民主主義機構ノ最
モ根本ヲ成シテ居リマシテ、其ノ個人
ノ基本人權ニ附帶シマシテ、勤勞ヲヤ
ル權利ハ勿論アリマス、又個人ガ
財產ヲ所有スル、或ハ利用スルコト云フ
財產權ト云フモノモ當然出テ來ルノデ
アリマス、一ツハ屬物的ト申シマスガ、言葉
ハ惡イカモ知レマセヌガ、サウ云フ線
ニ沿ウタ權利自由ヲ認メテ居リマス、
ソレデ勿論是ハ人間ニ屬シタ二ツノ權
利デアリマスルガ、ソレハ物ノ方面、
財產權ノ方面ガ經營權トナツテ現ハレ
テ居ルト云フ風ニ私共ハ見テ居リマス
ノデ、二ツトモ人間ノ自由デアリ權利
デアルト云フ風ニ、勞働權ト云フモノ
ノ、經營權ト云フモノモ權利デアルト
認メテ居リマス、サウ云フ二ツノモノ
ガアリマスルカラ、お互ヒニソレヲ尊
重シ合ツテ、サウシテ相手方ノ承諾ナ
クシテハ之ヲ侵サスト云フ所ニ、生産
管理ノ界限ガアル、サウ云フ風ニ私共
ハ解釋シテ居リマス

ソレデ尙ホ只今行ハレテ居ル生産管
理ニ對シテ、ドウ云フ措置ヲ執ツテ居
ルカト云フ御質問ゴザイマスガ、過日生
産管理ハ正當ナ爭議行爲デアリト云フ
コトヲ宣明致シマシテ、其ノ後ハ私ハ
マダ新聞ニシテ起キテ居ルモノノ處置
セヌガ、今マデ起キテ居ルモノノ處置
ニ對シマシテハ、色々事情、色々環境
境ガアリマスノデ、一概ニ之ヲ高壓的ニ
ドウスルト云フコトモ、場合ニ依ツテハ
考ヘナクチャナラス點デアリマス、
デ、成ベク穩健ナ方法デ、反省的ナ處
置ヲ執リ、又執ツテ貰ヒ、又ハ地方廳
等ニ連絡ヲ取りマシテヤツテ居リマ

ス、併シナガラ是ガ刑法ニ觸ルルト云フヤウナ顯著ナ事實ガアリマスル時ニハ、是ハ司法省ニ於テ取締ヲスルト云フコトニナツテ居リマス、又民事上ノ問題モソレニ關聯シテ起キテ居リ、民事上ノ處置ヲ執ツテ之ヲ解決シテ居ルモノモアリマス、サウ云フ風ニ御承知願ヒタイと思ヒマス

ソレカラ第三點ノ經營協議會ノ事項デアリマスルガ、是ハ商工大臣カラモ御説明ガアルカモ知レマセスガ、大體經營協議會ニ掛ケマスル事項ハ、資金其ノ他ノ勞働條件、ソレカラ生産ニ關スル事項ヲ主ニシテ居リマス、經營協議會ノ問題ハ直接經營協議會ニ於テドウ決定スルト云フ問題デナカラウト思ツテ居リマス、デカラ人事ノ問題、經理ノ問題ナドハ、經營協議會ト非常ニ重大ナ關係ヲ持ツ、其ノ線ニ沿ツタコトデアリ、ソレカラ又現行商法ニ於テ取締役其ノ他ノ責任者、役員ガ、サウ云フ問題ニ對スル經營上ノ責任ヲ持ツテ居ルノデアリマスルガ、其ノ問題ハ經營協議會ノ問題トシテ取上ゲナイト云フ風ニ考ヘテ居リマスルガ、併シナガラ斯ウ云フ問題ニ付テモ、出來ルダケ勞働者側ノ意見ヲ聽イテヤルベキモノダト云フコトニ付テハ、私共ハサウナルベキコトト考ヘテ居リマス、左様御承知願ヒタイと思ヒマス

ソカラ第四番目ハ文部大臣ニ御尋ネデアリマスルガ、此ノ機會ニ私カラモ一寸説明致シマスルガ、此ノ草案ニ於テ教員ノ保護ヲ禁止スルト云フ意味ヲ探ラナカッタ譯ハ、此ノ草案ニ於キマシテハ國務ヲ遂行スルコトニ妨害ガアツテハナラナイ、國民ノ日常生活ニ害威ヲ及ボシテハイカナナイ、此ノ二ツノコトヲ二本ノ太い線トシマシテ組立

テテ行ツタノガ此ノ法案ノ趣旨デアリマス、ソコデ其ノ線ニ教員ノ問題ガ入ラナカッタト云フ風ニ御承知願ヒタイと思ヒマス

ソレカラ第五ノ問題ハ、是ハ私カラ御答ヘスベキカト云フコトハ、多少私モ躊躇ヲシタノデアリマスガ、勞働關係法案ノ御質問デアリ、資金其ノ他勞働問題ト重大ナ關係ガアル意味ニ於テ御尋ネト了解シマシテ、其ノ線ニ沿ツテ意味ニ於テ御答ヘテ致シマスルガ、御承知ノ通りニ段々世ノ中ハ斯ウ云フ風ニナツテ參リマシテ、非常ニ困ツテ居リマス、個人ノ創意責任ヲ以テ物ヲアラナケレバナラヌト云フコトハ、是ハ民主主義ノ根本デアリマス、此ノ點ニ付キマシテ、自由原則ノ根本トスルト云フコトハ、全く私ハ山本君ニ御同感デアリマス、併シナガラコソノ時代ニナリマシテ、非常ニ面倒ダ、ソレデ物ハ足りマセズデ、通貨ハ非常ニ膨脹シテ、信用ガコソマデ、擬制資本ト云ヒマスカ何カ知ラズガ、非常ニバカツイテ居ルト云フコトデ、此ノ二ツノ調和ヲ如何ニ求メルカ、サウシテ此ノ二ツノ調和ノ上ニ於テ、日本經濟ヲドウ云フ風ニ建設スルカト云フコトハ、中々難カシイ問題デ、唯自由一本デハ勿論參リマセズ、ソコデ計畫性ヲ或ル程度持タセナケレバナラヌト云フコトハ、是ハ疑ヒナイコトデス、ソコデ安定本部ガ出來ルカ安定スルノデアアリマセズ、是ハ全内閣ノ責任ニ於テヤラナケレバナラヌ、此ノコトハ尤モデアリマス、併シナガラ此ノ自由ノ本旨ト、自由ノ魂ト申シマスガ、ソレノ計畫ノ諸物ヲ着セル、ドウ云フ着物ヲドウ着ルカト云フコトハ、中々千變萬化デ、一寸簡單ニ言ヘマセスガ、或

ル程度厚イ着物ヲ着ナケレバナラヌト云フコトハ覺悟願ヒタイ、ト云フノハ、此ノ非常ナコトヲステイク「ナ時」ダカラ、之ニ對シデハヤハリ相當ナコトハヤツテ行カケレバナラヌ、併シナガラ本心ハ自由ダ、サウ云フ風ニ御承知願ヒタイと思ヒマス(拍手)

(國務大臣田中耕太郎君答へ)

○國務大臣(田中耕太郎君)：教員ノ保護問題ハ中々難シイ問題デ、山本君ノ御質問ニ御答ヘ申シマセズ、只今厚生大臣カラ答ヘラレマシタ所ハ、勞働關係調整法ノ立場カラデアリマスガ、私ノ御答ヘハ教育ノ面カラト云フ風ニ御承知願ヒタイと思ヒマス

教員ノ保護問題ハ、其ノ複雜デゴザイマス、政府ト致シマシテ教育者ノ待遇ヲ大幅ニ改善シナケレバナラナイト云フコトハ、輿論ニナツテ居リマス、大イニ目下努力致シテ居ル次第デアリマス、教育ノ本義ト、ソレニ基キマス教員ト被教育者トノ人格的關係、教育者ノ被教育者トノ對シマス偉大ナル精神的影響ノ重大性ヲ考ヘマスル時ニ、教育者ガ現業員ト同ジヤウナ保護ヲ受メ出マシテ、保護ヲ決行致シマスコトハ、其ノ地位ニ相應シカラス、好マシクナイコトデアリマス、極力斯様手段ヲ排シナケレバナラヌモノト存ジテ居ル次第デアリマス、所デ決文ノ中ニ教員ノ保護ヲ禁止スル條項ガ入ッテ居ナイデハナイカ、ソレヲナセ入レナイカト云フコトデアリマスガ、此ノ點ハ非常ニ考慮シナケレバナラヌコトガゴザイマス、法律デ以テ明瞭ニシタ方ガ宜イ事柄ト、事柄ノ性質ニ依リマシテハ法律ニ規定スルコトガ必ズシモ、デナイ行爲ト

ゴザイマス、最モ望マシイコトハ、此ノ教育者ノ高貴ヲ使命ノ自覺ニ徹底致シマシテ、教育者トシテ相應シイ他ノ方法、手段ヲ選ブノガ、一番宜イコトデアリマス、最モ美國ニ於キマシテモ、教員組合ノ規約ヲナドデ、罷免ヲシナイト云フコトヲ自治ノ決メテ居ル自モアルト云フコトヲ、教育者側ノ側面ヨリヤ、或ハ又コチラニ滞在シテ居ラレル米國人カラ聞イタコトモアリマス、政府ト致シマシテハ斯様ナ點ヲ考慮シ入レマシテ、教員ノ保護ヲ行フノ禁止ヲ法文ノ中ニ特ニ現ハサナカッタ次第デゴザイマス、尙ホ此ノ現ハサナカッタ經緯ヲ、此處デ以テ話スヤウニト云フコトデゴザイマシタガ、此ノ内部的ノ經緯ハ中上デ變ヌルノデアリマス、尙ホ新聞ニ傳ハツテ居リマス、所ノ經緯ハ、必ズシモ正確デハアリマセズ、文部大臣ト致シマシテ教員ノ保護ヲ行フノ問題ニ對シマシテ、是マデ執ツテ參リマシタ所信ト態度トハ微動ダモ致シテ居リマセズコトヲ附加ヘテ置ク次第デゴザイマス(拍手)

○山本勝市君：現在行ハレテ居リマスル生産管理ニ對シテ、實際ドウ云フ風ニ對處シテ行タカト云フ問題ニ付テモ尙ホ確メタイシ、又最後ニ申伺ヒ申シカ、或ハ相變ラズ公定價格制度ト配給制度ノ上ニ經濟ノ再建ヲシヨクトスルノカト云フ點ニ付テハ、御承知ノ通り「アメリカ」ノ先般ノ價格統制局ノ問題デ、議會ト政府ガ對立シテ居ル問題デアリマスガ、私ハ其ノ重大ナ問題ニ付テモハツキリト政府ノ所信ヲ此處デ聽キタイノデアリマスルケレドモ、總理大臣モ居ラレヌヤウデアリシ、又内務大臣モ居ラレヌヤウデアリシ、私

ノ質問ハ後ノ機會ニ留保致シマス

○議員(橋本良三君)：川崎秀二君(川崎秀二君答へ)

○川崎秀二君：私ハ只今上程中ノ勞働關係調整法案ニ對シ、其ノ基本ナ問題ト、各條項ノ中特ニ重要ナル數點ニ付テ質問ヲ致スモノデアリマス

過タル第八十九議會ニ於キマシテ、我ガ勞働運動ノ史上ニ劃期的ナル勞働組合法案ガ成立致シ、此ノ施行ヲ見マスルヤ、長ク封建的ナ制度ト格柙ニ束縛サレテ居タ勞働階級、特ニ戰時中ハ軍閥官僚政治ノ壓政ノ下ニ悲慘ナル強制勞働ニ迫ラレテ居タ全國數千萬ノ勞働大衆ハ、其ノ束縛ト壓政カラ解放サレ、爾來勞働組合運動ハ、時代ニ目覺メタル勞働者ノ躍起ニ依ツテ、澎湃シテ全國ヲ蔽ヒ、戰時日本ノ經濟再建設ノ上ニ偉大ナル役割ヲ演ジツ、アルコトハ、海ニ喜ビニ堪ヘナイ所デアリマス(拍手)

敗戦後我ガ國產業界ハ、此處ニ私ガ敢テ喋ラスルマデモナク、食糧ノ匱乏、物價ノ騰貴「インフレーション」ノ災來ト云フ惡材料ガ集積致シマシテ、平和産業ノ建設ハ遅々トシテ進マズ、勞働者ノ生活ヲ脅威スルニ至リ、戰前戰時中ノ間ハズ、世界ノ先進諸國家ニ比較致シマシテ、最モ慘メナル狀態ニアツタ我ガ國ノ勞働者ハ、更ニ此ノ勞働條件ノ惡化ノ爲ニ困窮ノ淵ニ投ダマレタノデアリマスガ、勞働組合法ノ施行以來、勞働者ガ團結ノ力ヲ以テ自ラノ生活ヲ護リ、勤勞ノ結果トシテノ當然ノ生活保障、待遇ノ向上改善ヲ自ラノ力ニ依ツテ解決致シ、基本的人權ノ確立ヲ目指シ、自覺アル風潮ヲ見、組合ノ自由ナル發展ヲ見ルニ至リマシタコトハ、往昔ノ顧ミテ感慨ニ堪ヘス所デアリマス、勞働組

合ハ、是ハ民主主義ノ根本デアリマス、此ノ點ニ付キマシテ、自由原則ノ根本トスルト云フコトハ、全く私ハ山本君ニ御同感デアリマス、併シナガラコソノ時代ニナリマシテ、非常ニ面倒ダ、ソレデ物ハ足りマセズデ、通貨ハ非常ニ膨脹シテ、信用ガコソマデ、擬制資本ト云ヒマスカ何カ知ラズガ、非常ニバカツイテ居ルト云フコトデ、此ノ二ツノ調和ヲ如何ニ求メルカ、サウシテ此ノ二ツノ調和ノ上ニ於テ、日本經濟ヲドウ云フ風ニ建設スルカト云フコトハ、中々難カシイ問題デ、唯自由一本デハ勿論參リマセズ、ソコデ計畫性ヲ或ル程度持タセナケレバナラヌト云フコトハ、是ハ疑ヒナイコトデス、ソコデ安定本部ガ出來ルカ安定スルノデアアリマセズ、是ハ全内閣ノ責任ニ於テヤラナケレバナラヌ、此ノコトハ尤モデアリマス、併シナガラ此ノ自由ノ本旨ト、自由ノ魂ト申シマスガ、ソレノ計畫ノ諸物ヲ着セル、ドウ云フ着物ヲドウ着ルカト云フコトハ、中々千變萬化デ、一寸簡單ニ言ヘマセスガ、或

ル程度厚イ着物ヲ着ナケレバナラヌト云フコトハ覺悟願ヒタイ、ト云フノハ、此ノ非常ナコトヲステイク「ナ時」ダカラ、之ニ對シデハヤハリ相當ナコトハヤツテ行カケレバナラヌ、併シナガラ本心ハ自由ダ、サウ云フ風ニ御承知願ヒタイと思ヒマス(拍手)

合ハ、是ハ民主主義ノ根本デアリマス、此ノ點ニ付キマシテ、自由原則ノ根本トスルト云フコトハ、全く私ハ山本君ニ御同感デアリマス、併シナガラコソノ時代ニナリマシテ、非常ニ面倒ダ、ソレデ物ハ足りマセズデ、通貨ハ非常ニ膨脹シテ、信用ガコソマデ、擬制資本ト云ヒマスカ何カ知ラズガ、非常ニバカツイテ居ルト云フコトデ、此ノ二ツノ調和ヲ如何ニ求メルカ、サウシテ此ノ二ツノ調和ノ上ニ於テ、日本經濟ヲドウ云フ風ニ建設スルカト云フコトハ、中々難カシイ問題デ、唯自由一本デハ勿論參リマセズ、ソコデ計畫性ヲ或ル程度持タセナケレバナラヌト云フコトハ、是ハ疑ヒナイコトデス、ソコデ安定本部ガ出來ルカ安定スルノデアアリマセズ、是ハ全内閣ノ責任ニ於テヤラナケレバナラヌ、此ノコトハ尤モデアリマス、併シナガラ此ノ自由ノ本旨ト、自由ノ魂ト申シマスガ、ソレノ計畫ノ諸物ヲ着セル、ドウ云フ着物ヲドウ着ルカト云フコトハ、中々千變萬化デ、一寸簡單ニ言ヘマセスガ、或

ル程度厚イ着物ヲ着ナケレバナラヌト云フコトハ覺悟願ヒタイ、ト云フノハ、此ノ非常ナコトヲステイク「ナ時」ダカラ、之ニ對シデハヤハリ相當ナコトハヤツテ行カケレバナラヌ、併シナガラ本心ハ自由ダ、サウ云フ風ニ御承知願ヒタイと思ヒマス(拍手)

合ハ、是ハ民主主義ノ根本デアリマス、此ノ點ニ付キマシテ、自由原則ノ根本トスルト云フコトハ、全く私ハ山本君ニ御同感デアリマス、併シナガラコソノ時代ニナリマシテ、非常ニ面倒ダ、ソレデ物ハ足りマセズデ、通貨ハ非常ニ膨脹シテ、信用ガコソマデ、擬制資本ト云ヒマスカ何カ知ラズガ、非常ニバカツイテ居ルト云フコトデ、此ノ二ツノ調和ヲ如何ニ求メルカ、サウシテ此ノ二ツノ調和ノ上ニ於テ、日本經濟ヲドウ云フ風ニ建設スルカト云フコトハ、中々難カシイ問題デ、唯自由一本デハ勿論參リマセズ、ソコデ計畫性ヲ或ル程度持タセナケレバナラヌト云フコトハ、是ハ疑ヒナイコトデス、ソコデ安定本部ガ出來ルカ安定スルノデアアリマセズ、是ハ全内閣ノ責任ニ於テヤラナケレバナラヌ、此ノコトハ尤モデアリマス、併シナガラ此ノ自由ノ本旨ト、自由ノ魂ト申シマスガ、ソレノ計畫ノ諸物ヲ着セル、ドウ云フ着物ヲドウ着ルカト云フコトハ、中々千變萬化デ、一寸簡單ニ言ヘマセスガ、或

ル程度厚イ着物ヲ着ナケレバナラヌト云フコトハ覺悟願ヒタイ、ト云フノハ、此ノ非常ナコトヲステイク「ナ時」ダカラ、之ニ對シデハヤハリ相當ナコトハヤツテ行カケレバナラヌ、併シナガラ本心ハ自由ダ、サウ云フ風ニ御承知願ヒタイと思ヒマス(拍手)

合ハ、是ハ民主主義ノ根本デアリマス、此ノ點ニ付キマシテ、自由原則ノ根本トスルト云フコトハ、全く私ハ山本君ニ御同感デアリマス、併シナガラコソノ時代ニナリマシテ、非常ニ面倒ダ、ソレデ物ハ足りマセズデ、通貨ハ非常ニ膨脹シテ、信用ガコソマデ、擬制資本ト云ヒマスカ何カ知ラズガ、非常ニバカツイテ居ルト云フコトデ、此ノ二ツノ調和ヲ如何ニ求メルカ、サウシテ此ノ二ツノ調和ノ上ニ於テ、日本經濟ヲドウ云フ風ニ建設スルカト云フコトハ、中々難カシイ問題デ、唯自由一本デハ勿論參リマセズ、ソコデ計畫性ヲ或ル程度持タセナケレバナラヌト云フコトハ、是ハ疑ヒナイコトデス、ソコデ安定本部ガ出來ルカ安定スルノデアアリマセズ、是ハ全内閣ノ責任ニ於テヤラナケレバナラヌ、此ノコトハ尤モデアリマス、併シナガラ此ノ自由ノ本旨ト、自由ノ魂ト申シマスガ、ソレノ計畫ノ諸物ヲ着セル、ドウ云フ着物ヲドウ着ルカト云フコトハ、中々千變萬化デ、一寸簡單ニ言ヘマセスガ、或

合ハ、是ハ民主主義ノ根本デアリマス、此ノ點ニ付キマシテ、自由原則ノ根本トスルト云フコトハ、全く私ハ山本君ニ御同感デアリマス、併シナガラコソノ時代ニナリマシテ、非常ニ面倒ダ、ソレデ物ハ足りマセズデ、通貨ハ非常ニ膨脹シテ、信用ガコソマデ、擬制資本ト云ヒマスカ何カ知ラズガ、非常ニバカツイテ居ルト云フコトデ、此ノ二ツノ調和ヲ如何ニ求メルカ、サウシテ此ノ二ツノ調和ノ上ニ於テ、日本經濟ヲドウ云フ風ニ建設スルカト云フコトハ、中々難カシイ問題デ、唯自由一本デハ勿論參リマセズ、ソコデ計畫性ヲ或ル程度持タセナケレバナラヌト云フコトハ、是ハ疑ヒナイコトデス、ソコデ安定本部ガ出來ルカ安定スルノデアアリマセズ、是ハ全内閣ノ責任ニ於テヤラナケレバナラヌ、此ノコトハ尤モデアリマス、併シナガラ此ノ自由ノ本旨ト、自由ノ魂ト申シマスガ、ソレノ計畫ノ諸物ヲ着セル、ドウ云フ着物ヲドウ着ルカト云フコトハ、中々千變萬化デ、一寸簡單ニ言ヘマセスガ、或

ル程度厚イ着物ヲ着ナケレバナラヌト云フコトハ覺悟願ヒタイ、ト云フノハ、此ノ非常ナコトヲステイク「ナ時」ダカラ、之ニ對シデハヤハリ相當ナコトハヤツテ行カケレバナラヌ、併シナガラ本心ハ自由ダ、サウ云フ風ニ御承知願ヒタイと思ヒマス(拍手)

合ハ、是ハ民主主義ノ根本デアリマス、此ノ點ニ付キマシテ、自由原則ノ根本トスルト云フコトハ、全く私ハ山本君ニ御同感デアリマス、併シナガラコソノ時代ニナリマシテ、非常ニ面倒ダ、ソレデ物ハ足りマセズデ、通貨ハ非常ニ膨脹シテ、信用ガコソマデ、擬制資本ト云ヒマスカ何カ知ラズガ、非常ニバカツイテ居ルト云フコトデ、此ノ二ツノ調和ヲ如何ニ求メルカ、サウシテ此ノ二ツノ調和ノ上ニ於テ、日本經濟ヲドウ云フ風ニ建設スルカト云フコトハ、中々難カシイ問題デ、唯自由一本デハ勿論參リマセズ、ソコデ計畫性ヲ或ル程度持タセナケレバナラヌト云フコトハ、是ハ疑ヒナイコトデス、ソコデ安定本部ガ出來ルカ安定スルノデアアリマセズ、是ハ全内閣ノ責任ニ於テヤラナケレバナラヌ、此ノコトハ尤モデアリマス、併シナガラ此ノ自由ノ本旨ト、自由ノ魂ト申シマスガ、ソレノ計畫ノ諸物ヲ着セル、ドウ云フ着物ヲドウ着ルカト云フコトハ、中々千變萬化デ、一寸簡單ニ言ヘマセスガ、或

ル程度厚イ着物ヲ着ナケレバナラヌト云フコトハ覺悟願ヒタイ、ト云フノハ、此ノ非常ナコトヲステイク「ナ時」ダカラ、之ニ對シデハヤハリ相當ナコトハヤツテ行カケレバナラヌ、併シナガラ本心ハ自由ダ、サウ云フ風ニ御承知願ヒタイと思ヒマス(拍手)

合ハ、是ハ民主主義ノ根本デアリマス、此ノ點ニ付キマシテ、自由原則ノ根本トスルト云フコトハ、全く私ハ山本君ニ御同感デアリマス、併シナガラコソノ時代ニナリマシテ、非常ニ面倒ダ、ソレデ物ハ足りマセズデ、通貨ハ非常ニ膨脹シテ、信用ガコソマデ、擬制資本ト云ヒマスカ何カ知ラズガ、非常ニバカツイテ居ルト云フコトデ、此ノ二ツノ調和ヲ如何ニ求メルカ、サウシテ此ノ二ツノ調和ノ上ニ於テ、日本經濟ヲドウ云フ風ニ建設スルカト云フコトハ、中々難カシイ問題デ、唯自由一本デハ勿論參リマセズ、ソコデ計畫性ヲ或ル程度持タセナケレバナラヌト云フコトハ、是ハ疑ヒナイコトデス、ソコデ安定本部ガ出來ルカ安定スルノデアアリマセズ、是ハ全内閣ノ責任ニ於テヤラナケレバナラヌ、此ノコトハ尤モデアリマス、併シナガラ此ノ自由ノ本旨ト、自由ノ魂ト申シマスガ、ソレノ計畫ノ諸物ヲ着セル、ドウ云フ着物ヲドウ着ルカト云フコトハ、中々千變萬化デ、一寸簡單ニ言ヘマセスガ、或

合ハ全國的ニ結成サレ、是ト共ニ經濟生活難ニ伴フ勞働爭議ハ頻發スルニ至リマシタ、勞働爭議ノ件數ハ、昨年末カラ本年一、二月ニ掛ケテ最も多ク、今日モ尙ホ衰頹ノ色ヲ示サナイ、是ハ敗戦後ノ社會情勢ト致シマシテ當然ノ趨向トハ考ヘマスガ、各産業互ニ勞働爭議ハ頻發ハ、漸ク生産ノ滯滞ニ陥ラシムルト共ニ、勞働爭議ノ一部ニ於テハ、少數ノ指導者ガ多數者心理ヲ利用シテ行フ示威、「テモンストレーション」、或ハ暴行、脅迫ナドガ行ハレ、更ニハ各産業ノ當事者以外ノ第三者ガ勞働爭議ヲ煽動スルト云フガ如キ現象モ現ハル、ニ至リマシテ、社會人心ニ與フル衝動、影響ハ之ヲ普遍シ得ナイノデアリマス（「ヒヤ」「拍手」）殊ニ勞資ノ對立ヲ尖鋭化シテ、文化國家建設ニ當ツテ缺ク能ハザル産業ノ再開ヲ、是ガ爲ニ危殆ニ瀕スル狀況ヲ誘致セルコトナリ、洵ニ憂慮スベキ狀況デアリマス（拍手）勞働爭議ハ元々決シテ好マシモノデハアリマセズ、併シ一部ノ資本家ノヤウニ、頭カラ勞働爭議ヲ敵視シテ考ヘルハ斷ジテ過チデアアル、我々ハ勞働爭議ヲ恐レル一部ノ資本家ノ心理ハ洵ニ了解ニ苦シムモノデアリマスガ、一方我々ガ憤ルモノハ、産業再開ノ停頓ト云フコトデアリマス、私ハ斯カル觀點カラ致シマシテ、以下具體的ニ質問ヲ申述べタイト思ヒマス

先ヅ第一ニ御伺ヒタイ點ハ、本法案ハ、勞働組合ヲ成立ニ依リマシテ強烈ニナツタ勞働運動ニ對シ、動モスレバ之ヲ抑制セントスル傾向、即チ勞働組合運動ノ彈壓ナリトスル見解ニ對シ、果シテ政府ハ此ノ疑問ヲ解消シ、勞働運動ヲ健全ニ導キ得ル確信アリヤ

否ヤト云フ點デアリマス、勞働組合法ハ、勞働組合ノ結成及ビ其ノ活動ニ付テ凡ル障礙ヲ排除シ、其ノ自由ナル發展ヲ促進シ居ルノデアリマス、然ルニ此ノ法案ハ第一章第六條ノ各章ヲ通過シマシテ、官吏、警察官等ノ罷職ヲ禁止ト、公益事業等ノ罷職ノ制限デアリ、要スルニ之ヲ規制セントスルモノデアアルコトハ間違ヒナイ、組合運動ヲ一方ニ於テハ之ヲ助長シ、片方ニ於テハ之ヲ制限スル、然ラバ此ノ法案ハ勞働組合ヲ相侵ツテ、單極ノ目的デアアル經濟ノ興隆ニ與スルト云フ過程ニ於テ矛盾者ヲ起リハシナイカト云フノデアリマス（其ノ通りダト呼ブ者アリ）此ノ法案ハ、私自身ハ寧ろ勞働組合法ヲ提出スル際、是ト併行シテ提出サレ、勞働組合法ニ於テ勞働者ノ團結ヲ爭議權ヲ認メ、自己ノ權利ヲ自覺セシムルト共ニ、公益事業ヲ初メ、公衆ノ生活ニ多大ノ影響ヲ及ボス事業ニ付テハ、調停仲裁ヲ行フ此ノ調整法案ヲ成立セシメテ居ツタナラバ、組合運動ヲ繞ルアノヤウナ混亂ハ起ラズ、日本經濟ノ政局ヲ最小限度ニ食止メテ居ラデハナイカト判斷セルモノデアリマス、問題ハ今日勞働者ノ生活ヲ保障スル勞働保護法ヲ作ハズシテ、此ノ法案ヲ單獨ニ今議會ニ提出シタ政府ノ所信デアリマス、本法案ハ開ク所ニ依レバ、勞務法制委員會ガ答申ヲ致シマシテ、其ノ後、日本初メテ法律ヲ作ル前ニ議論ニ聽クト云ツタ所謂議會會ナルモノヲ開イタ結果提出サレタモノデアアルト云フ、手短カニ於テキマシテハ極メテ民主的ナ法律デアアルコトハ之ヲ認ムルニ答カデハアリマセズ、而シテ此ノ法案ニ對シ、使用者側ノ團體或ハ第三者ニアル者ハ概ネ之ヲ

支持シテ居ルヤウデアリマス、其ノ反對ニ重要ナル勞働團體ノ多クハ明カニ之ヲ反對シテ居ルコトモ事實ノヤウデアリマス、中央勞働委員會デハ、色々ノ解釋ヲ述ツテ、使用者側委員及ビ中立委員ハ之ヲ支持シ、勞働者側ノ委員ハ此ノ法案ニ反對シタト聞イテ居ル、重要ナル勞働團體ガ悉ク之ヲ反對シ、勞働者側ノ委員ガ、諸般ノ事情ハ兎モ角トシテ、之ヲ反對シテ居ルトセバ、是ハ極メテ重大ナ現象デアリマス、其ノ反對ノ原因ガ、勞働者ノ基本權利ヲ蹂躪スルモノデアアルトシ、其ノ他此ノ法案ニ對面正面前カラ全面的ニ反對スルト云フナラバ兎モ角トシテ、端的ニ申シテ、先頃勞働組合法ヲ成立サセテ置イテ、折角整エ置キタ勞働運動ニ水ヲ掛ケルヤウナ結果ニナルト云フ極メテ政治的ナ議論デアアルナラバ、是ハ厚生大臣ガ本法案提出ニ際シ、此ノ法案ハ勞働運動ヲ正常ニ發展セシメル爲メ絕對ニ必要デアアルト云フ信念ヲ見解ト、更ニハ其ノ受當性ヲ今少シ説明スル國民一般ニ浸透セシメネバナナイ義務ガアルト私ハ確信スルノデアリマス（拍手）私自身ハ此ノ法案ガ必ズ産業再開ニ大イナル貢獻ヲナスモノト信ズルモノデアリマスガ、本法案提出ニ當ツテノ厚生大臣ノ信念ハ極メテ大キイノデアリマス、是等ニ付テ私ハ厚生大臣ニ對シ明快ナル所見ヲ開陳ヲ求メルモノデアリマス

第二ノ點ハ勞働爭議ヲ眞ニ豫防シ之ヲ解決スル爲ニハ、組合法ヲ調整法トデハ不十分デアリマス、勞働者ノ生活ヲ保護スル勞働保護法ノ制定ヲナスベキ意思ハナイカト云フ點デアリマス、今日國民ノ最大ノ問題ハ、言フマデモナク食糧ノ問題デアアル、國民ハ如何ニシテ食フカト云フコトニ日々追ハレテ居ル、ソレヨリ文字通り自衛權ヲ發動シナケレバ食ヘナイ狀況デアアル、政府ハ如何ニシテ國民ヲ、勤勞大衆ヲ食ハセルカト云フコトニ施策ヲ重點ヲ向ケナケレバナラナイト思フノデアリマス、少クモ食糧獲得ヲ爲ス「リニツク」ヲ擔負ツテ交通機關ヲ混亂サセテ居ルアノ狀況ヲ一掃スル責任ガ政府ニアルト私ハ思フノデアリマス、勤勞勞働者ノ生活ヲ保障シナケレバ生産ノ再開ハ望メマセズ、勿論勞働法ノ制定ハ、獨リ國內問題ノミデハナク、國際的ナ水準ヲ參考シセネバナラナイ面モアリマス、又國內問題ニ於テキマシテモ種々ノ問題ニ關聯ガアルコトデアリマスカラ、爾カ簡單ニハ成案ヲ得ルモノトハ思ハレマセズガ、勞働者最低賃金、就業時間等ノ勞働條件ノ最低限度ヲ規定シテ、勤勞者ノ生活ヲ保障スルコトハ絕對ニ必要デアアル、我々ハ是ナクシテ勞働問題ノ健全ナル基盤ヲ確立サレナイト斷言シテモ憚ラズノデアリマス、政府ハ速カニ勞働保護法ヲ作成シ、本議會ニ提案スベキデアツタト思ヒマスガ、政府ニ只今マデニ勞働保護法ニ對シテ種々御考ヘガアレバ此ノ際御示シテ願ヒタイト思フモノデアリマス、厚生省ハ生活保護法ヲ制定シテ、貧窮者、餓コトノ出來ヌ人々ノ生活ヲ保護シヨウト試ミルコトハ現下洵ニ結構ナコトデアリマスガ、産業建設ヲ國家運営ノ主動力タル勤勞者ノ最低生活ヲ如何ニ保障スルノデアルカ、私ハ敢テ質問セザルヲ得ナイノデアリマス、元來此ノ調整法案ノ起草ニ當リマシテハ、恐ラク先進各國ノ調停仲裁法ヲ研究サレテ、其ノ優レタ所ハ採入セラレタ

モノト推測致シマス、一九〇七年「カナダ」ニ作ラレタ産業爭議審判法ナルモノハ、公益事業、鐵道及ビ鑛山ヲ初メ各種ノ重要産業ニ適用サレテ居リ、平時ノ勞働問題解決ニ當ツテ最も効果的ナ且ツ模範的ナ立法ト言ハレテ居リマス、今回ノ法案ガ此ノ流れヲ汲ンダモノカドウカハ知りマセズガ、極メテ似テ居ルヤウニ感ゼラレノデアリマス、併シ私ハ敗戦後ノ經濟界ノ混亂ヲ乘切ツテ行クニハ、特ニ一、二年ノ經濟危機ヲ克服スル爲ニハ、經濟安定ト強ク關聯セシムル勞働立法ヲ必要トハナイカト考ヘル、歴大ナル資源ニ恵マレ、經濟界ニ何等大イナル不安ガナイ戰勝國「アメリカ」デサヘ、戰後ノ經濟安定ヲ爲シ、本年一月二日勞働者内ニ貸金安定局ヲ作り、營々トシテ戰後ノ經濟安定ニ努力シテ居ルノデアリマス、更ニ一方「トルーマン」大統領ハ、終戰直後議會ニ教育ヲ送りマシテ、國家ノ福祉ニ影響スル重大罷案ガ勃發スル形勢トナツタ場合ハ、五日以内ニ委員會ヲ組織シ、二十日以内ニ勞働爭議ノ事實ト共ニ政府ニ報告ヲ行ハシメル、更ニ其ノ後五日間ハ「ストライキ」モ工場閉鎖モ共ニ之ヲ禁止スルト云フノデアリマス、是ハ法律トシテコソ成立致シマセヌデシタガ、事實上調査委員會ガ設置サレ、逸早く自動車工業、製油業、製鋼業、運輸業ニ互ツテ續々委員ガ任命サレ、戰後經濟ノ安定ヲ圖ツテ居ルノデアリマス

更ニ私ガ伺ヒタイ第三ノ點ハ、本法第一章第八條ノ公益事業ニ於テ掲ゲラレタル公益事業ノ外ニ主務大臣は、前項ノ事業ノ外、中央勞働委員會ノ決議によつて、業務ノ停廢ガ國民經濟を著しく阻害シ、又は公衆ノ日常生活を

ヒニ茲ニ一ツノ決マツタ型ニ嵌メサセ
ルト云フコトハドウカト云フ考ヘヲ持

ノ方針ハ、今日只今申上ゲマシタ團體協約ノ運動ノ上ニ於テハ、大イニ見ルベキ實績ヲ擧ゲツ、アルノデアリマスルガ、我々、更ニ百尺竿頭一歩ヲ進メテ、之ヲ救國の事業ノ復興運動トシテ全國的ニ展開シナケンバナラナイト云フノデ、先月來熱心ニ努力シテ今日ニ來テ居ルノデアリマス、政府ハ今日ノ如キ産業ノ危機、生産ノ混亂期、斯ウ云フ時ニ當リマシテ、徒ラニ取締の御考ヘノミヨナサラナイデ、須ラク積極的ニ、寧ロ國民ヲ本當ニ信用シテ——職中東條内閣ヲ初メ國民マシテ——職中東條内閣ヲ初メ國民マルデ信用致シマセヌ、國民ヲ監視スルヤウナ態度ヲ執リマシタコトハ、著シク國民ノ憤懣ヲ買ヒ、却テ敗戦ヘノ一途ヲ辿ラザルヲ得ナイコトニナツタ原因ノ一ツデハナイカト思フノデアリマスルガ、國民ヲ信用スル、労働者ヲ信頼スルコトデアル、労働者ヲ産業復興ヘノ運動ニ奮ヒ起タシメル所、大イニ積極的構想ト施策ヲアツテ宜イノデハナイカ、厚生大臣ハ固ヨリ商工大臣ノ所感ヲ御聽キシタイノデアリマヌ

第四ニ御聽キシタイコトハ、今日既ニ日本ニハ數百萬ノ失業者ガアルノデアリマスルガ、復員サレテ來ル所ノ軍人諸君ハ固ヨリ、今後生産施設ノ賠償處理ノ進行ニ伴ヒマシテ、失業者ハ一日ト増スノ一途ヲ辿ルノミデアルト云フコトハ、容易ニ其ノ前途ヲ想像スルコトガ出來ルノデアリマス、失業者ト云フコトガ如何ニ深刻ナ苦シミデアルカ、必ズシモ是ハ労働者ナラズトモ想像出來ルコトデアルトハ思ヒマスガ、失業シタ者デナケレバ本當ノコトハ分ラナイ、其ノ痛烈ナル失業苦、而モ今日就業ハシテ居リマシテ

モ、役所ニ勤メテ居リマシテモ、會社ニ勤メテ居リマシテモ、工場ニ勤メテ居リマシテモ、鞭テソレ等ノ厩大ナル

險法ヲ制定サレル所ノ用意アリヤ否
ヤ(拍手)之ニ付テ御伺ヒシタイノデア
リマス

コトヲ最モ端的ニ表現シ、之ヲ端的ニ確實ニ象徵スルコトガ、即チ勞働省ノ設置デアルカラデアリマス、是ハ俺達

刻ナル勞働者ノ叫ビニ對シテ、現内閣ハ虛心坦懷、深ク自ラヲ省ミ、勇斷以テ今日マデノ凡ユル施策ニ一大轉換ヲ

ヤウニ今後致ス積リデアリマス、ソレニ付テ色々何カ經營協議會ト云フヤウナ意味ノモノヲ作ル意思ザアルカト云

第五二 得税ノ問題デアリマス、見ラル、如ク、日本ノ津々浦々、全土ヲ蔽フガ如クニ、甲種勤勞所得税ノ撤廢ハ、最早

ノ役所ヲ勞働者ノ役所ヲ作ルコトデ
アル、斯ウ云フ意味ニ於キマシテ、急
速ニ勞働省ヲ設置サレル所ノ御意思ガ
アルカドウカト云フコトヲ私ハ聽キタ

ナスヘキテ、ハナイカト云フコトヲ秘
考ヘルノデアル、現内閣ハ果シテ其ノ
政策ノ一大轉換ヲ以テ、サウシテ此ノ
法案ノ目標ニ竭ゲテアル所ノ産業ノ平

フヤウナ街衛本テアリマシタガ、斯
云フ點ニ付テハ、研究ノ致シテ居リマ
スケレドモ、マダ決マツタ考ヘヲ持チ
マセヌ、ソレカラ官公吏ニ付テ、此ノ

輿論はナツテ居ルバカリデハナクシテ、其ノ反對運動ガ一日ト熾烈ニナリ、此ノ問題ノ如何ニ依リマシテハ、由々シキ一大鬭爭ガ茲ニ捲起サレハシ

ナイカト云フ形勢ガ看取サレルノデア
リマス、然ルニ政府ハ逆ニ百分ノ二ヲ
増稅サレマシテ、一割八分デアツタモ
ノガ二割天引サレルコトニナツタノデ

フヤウナ妙チキリンナ名前ヲ付ケタ、
其ノヤウナ事實ニ鑑ミマシテモ、一刻
モ早ク、一日モ早ク勞働省ノ設置ヲ私
ハ要求シテ已マナイノデアリマス（拍

アリマス、一體斯様ナリ方ガ果シテ
賃金値上運動ヲ誘發セズシテ濟ムト大
蔵大臣ハ御考ヘニナル自信ガオアリニ
ナリマスカ、大臣ハ餘義ナキ所用ノ爲

以上質問致シマシタコトニ依リマシテ、私ノ言ハントスルコトガ明瞭デア
ルノデアリマスルガ、結論トシテ私ハ

ニ御外出デアルコトハ存ジテ居リマス
ノデ、已ムヲ得マセヌ、適當ナル人カ
ラ是ハ御回答ヲ願ヒタイ

申上ゲタイ、今日日本ノ勞働者方何ガ故ニ一體本案ニ對シテ大ナル反對運動ヲ起シテ居ルノデアルカ、一體其ノ眞意ハ何處ニアルノデアルカ、固ヨリ本

ヲ設置サレマシテ、勞働行政ノ一元化ヲ圖ラレル所ノ御意思ガオアリデアルヤ否ヤ、「何ボ言ウテルンダ」ト呼ブ者アリ、可保言ウテ居レト云ウテ也、

案ニ反對シテ居ルコトハ申上ゲルマデ
モナイ、併シソレハ本案ノミニ反對ス
ルガ故デハナイノデアリマス、現内閣
ガ今マデノ内閣ノソノト同ジヤウニ、

明カニナツテ居リマセス、勞働關係ノ
調整ト云フコトハ、取締本位デアリマ
シタリ、ソレガ監督行政デアツタリシ
ハ、イナリト云フコトハ、モウ今日

依然トシテ全勤勞者ノ生活ニ對シテ極メテ冷淡デアルト云フコトデアリマス（拍手）義向キ如何ニ民主的ナ修飾ヲ以

議論ノ餘地ノナイコトデアリマス、勞働關係ノ調整ノ基本的名原則ハ、健全な労働組合運動ノ助長ト育成ニアルコトハ、今日日本ノ理論アレ、即チム

デ、資本主義的デアルト云フ労働者ノ
認識、其ノ憤懣ノ感情ガ、政府ニ對ス
ル不信用、即チ労働者ノ不信任ノ意思

謂フ所ノ勞働省設置ノ緊急ヲ要スルト云フ理由ハ、日本ノ政府方如何ニ勞働問題ヲ重視シテ居ルカ、日本ノ政府ガ

ナ反對運動ガ今展開サレテ居ルノデア
リマス(拍手)本案ニ對スル労働者ノ此
ノ反對ノ叫ビハ、労働者ノ魂ヨリ迸リ

デアリマス、是ハ大體松岡サンノ御意見ト御同感トモ思ヒマスガ、團體協約ノ運宜シキヲ得ルコト云フコトハ非常ニ結構ナコトデアリマシテ、是ハヤハリ經營協議會ガ其ノ内容トナツテ行クコト云フコトガ最も主眼點ト思ヒマスカラ、斯ウ云フ面ニ於テ經營協議會ノ自然の發達ヲ促進スルコト云フコトハ非常ニ結構ナコトダと思ツテ居リマス、ソレカラ労働者ヲ大ニ奮起サセルヤウナ積極的ナ施策ガアツテ宜イデヤナカト云フ御質問デゴザイマシタガ、是モ御尤モデ、政府モ出來ルだけ努力ヲスル積リデアリマスガ、何カ具體的ナ思ヒ付キデアリマシタラ、ドウゾ御指示ヲ願ヒタイト思ヒマス

ソレカラ失業問題ニ付キマシテ、過般本議場ニ於キマシテ、此ノ失業問題ハ資本主義ノ循環の景氣カラ起ル失業問題トハ性質ガ違フコト云フヤウナ意味ヲ私ハ申上デマシタ、ソレハ資本主義ノ一種ノ排イ所カラ失業問題ガ起ルノデヤナカト云フヤウナ御所論ニモ應エマシタノデ、現在ノ失業問題ハサウ云フコトデナイ、偶發的事實、戰爭ニ負ケタコト云フ事實カラ大部分ハ起キテ居ルコト云フコトヲ申シマス、ソレハナゼサウ申シマスカト云フト、色々救済方法ヲ講ズルニ上テ、政府ノ方針ガ其ノ線ニ沿フコト云フコトヲ申上ゲルコトガ適當ナリト思ツテ申上ゲタノデアリマス

ソレカラ失業救済計畫ノ大體ヲ説明セヨト云フコトデアリマシタケレドモ、是ハ申スマデモナク今日ノ失業問題ハ非常ニ遺憾ナ問題デアリマシテ、尙ホ是カラ例ノ補償切切ノ他ノ問題ニモ關聯シマシテ、事業ノ整理モ行ハ

レマセウシ、一層失業若カ出デ來ルト云フコトヲ非常ニ心配シテ居ル次第デアリマス、之ニ對シマシテハ、六十億ノ豫算ヲ初メトシマシテ、尙ホ生活保護法ニ基キモノモ其ノ面ニ對スル救済ニ當ツテ行クコト思ヒマスガ、ソレヲドウ云フ風ニ實施スルコト云フコトニ付キマシテハ、成ベク生産ト一石二鳥ヲ狙ツテ生産ト失業救済ト一緒ニヤリタイト云フ考ヘデハ居リマスガ、ト云ウテ生産ノ爲ニ餘リ金ガ要ツテ、失業ノ労働者ヲ拂フ方ニハ金ガ向カスト云フコトハ宜シクナイ、ドウシテモ失業救済ト云フコトガ此ノ六十億ノ非常ナ眼目デアルト云フコトヲ注意シテ参リタイ、又地域的ノ問題モ十分考ヘマス、ソレカラ是ハ政府全體ニ於テヤル仕事デアリマスガ、尙ホサウ云フ公共事業以外ニ色々ナ事業ヲ零リ失業若カ出デ來ルト思ヒマス、特に都市中心ニ出テ來ルコト思ヒマスガ、斯ウ云フ面ニ對シテ機動的ノ公共事業ヲヤルトカ、或ハ授産場、補導機關ナドニ於テ之ヲ拾ツテ行クコトカ、色々ソレニ應ジテ特別ノ方法ヲ講ジテヤナラスト云フコトヲ只今考察シテ居ル最中デアリマス、ソレカラ失業手当ヲアル意思ガアルカト云フ御質問デアリマスガ、只今ハ失業手当ノ問題トシテ考ヘル意思ハ持ツテ居リマセス、又失業保險ニ合ヒマセスガ、大體ニ於テ斯ウ云フ急ニ來タ事態デアリマスカラ、社會保障ヲ完全ニ行フコト云フコトハ出來ヌシマシテモ、出來ルだけ其ノ線ニ沿ウタコトハヤリタイ、特に此ノ生活保護法ナドニ於キマシテ給與ヲシテ行クコト云フコトハ、一種ノ失業手当トモ關聯性ヲ持ツタモノデハナイカト云フ考

ヘヲ持ツテ居ルデアリマシテ、出來ルだけ遺憾ナコトヲ期シテ居リマス、ソレカラ労働行政ノ一元化ニ付キマシテハ、是ハ本議場ニ於テ申上ゲマシタ通りニ、今労働省ヲ作ルコトニ具體的ニ進行シテ居リマス、出來ルだけ早い機會ニ致ス積リデ居リマス

聯性ヲ持ツタモノデハナイカト云フ考

○國務大臣(星島三郎君登壇) 松岡君ノ御質問ニ對シマシテ、私ハ其ノ中デ生産「サボ」ニ關スル件ト、經營協議會ニ關スル件ニ付キマシテ御答ヘヨシタイト思ヒマス、生産「サボ」ハ好マシカラザルコトデアリマスガ、先般當席ヨリ、洵ニ其ノ認定ニ困ツタコトヲ實ハ告白致シタノデアリマスルガ、其ノ後色々考ヘマシテ、マダ最後ノ確定案デアリマセスケレドモ、商工省ノ地方商工局毎ニ、是ハ一ツノ案デアリマスルガ、生産調査委員會ト假ニ名ヲ付ケマスレバ、サウ云ツタモノヲ設ケマシテ、ソレニハ各統制團體或ハ労働組合ノ人達、其ノ他ノ人ノ参加ヲ願ヒマシテ、サウシテ行政官廳ヨリノ諮問ガアツタ場合、或ハ労働委員會ヨリ要求ノアツタ場合ニ於キマシテ、其ノ監査委員會ニ依ツテ生産「サボ」ヲ認定スル、斯様ナ構想ノ下ニ今研究ヲ致シテ居ルヤウナ譯デアリマス、何レニ致シマシテモ、生産管理、生産「サボ」、共ニ敗戦日本ノ現狀ヨリ見マセバ好マシカラザルコトデアリマシテ、雙方ノ協力ニ依リマシテ、斯カルコトノナイヤウニ御願ヒシタイノデアリマスルガ、其ノ一ツノ工作トシテ、決シテハ唯一一時ヲ糊塗スルコト云フ意味デハナクシテ、私ハ労働組合ノ健全ナル發達ヲ望ミマシテ、經營協議會ハ決シテ法制化シナイデ、寧ろ労働組合ノ團體協約ノ條件トシテ之ヲ設置スルガ宜シイ、斯様ニ考ヘルモノデアリマス、殊ニ工場委員會或ハ労働委員會等ニ形ヲ決メナイデ、ソレハノ經營ノ様子ニ合フヤウナ經營協議會ヲ形作ル、ソレハ労働委員會等ニ於キマシテ一ツノ「サボ」ヲ設ケマシテ、サウシテソレゾレノ經營ニ合フヤウニヤツテ行ツタラドウカト斯様ニ考ヘテ、敢テ法制化セス所ハ、即チ労働組合ノ健全ナル發達ヲ希望シテ考ヘデアリマシテ、此ノ邊御取上、決シテ政府ハ經營協議會ヲ以テ生産管理ヲ抑ヘル一ツノ胡麻化シトシテ行クヤウナ無誠意ノモノデナイト云フコトヲ御承アリタイト思フ次第デアリマス

○國務大臣(一松定吉君登壇) 松岡議員ノ御質問中、私ニ關係アル點ヲ簡單ニ御答ヘ申上ゲマス

労働關係調整法案ノ第八條第二號ニハ、郵便、電信又ハ電話ノ事業ニ關シマスルコトガ公益事業トシテ規定セラレテ居リマス、而シテ此ノ公益事業ニ關シマシテハ色々ナル條件ガ規定サレテ居リマスルガ、其ノ中ノ第三十七條ニハ、公益事業ニ關シテ關係當事者ガ爭議行爲ヲナスノハ、色々ナル條件ヲ經テ其ノ調停ノ申請ヲナシタ日、若シハ決議ヲナシタ日、若シハ決議ニ依ツテ請求ヲナサレタ日等カラ三十日ヲ經過シタ後デナケレバ、労働爭議ヲナスコトノ出來ナイト云フヤウナ色々ナル制限規定ガアリマスルガ、要シマスルニ是等ノ從業員諸君ガ労働爭議ヲスルト云フコトニ關シテハ、松岡議員御

指摘ノ如ク、生活ガ出來ナイガ爲ニ其ノ生活ヲ保護スル立場カラ、斯ウ云フヤウナ好マシカラザル労働爭議ト云フコトヲシナケレバナラヌノデアアル、願ハタハ斯ノ如キ行爲ハ之ヲ未然ニ防グノミナラズ、ドウカスレバ左様ナコトハ絕對ニ出來ヌコトガ理想デアルノダ、此ノ御意見ニ付テハ私ハ全然賛成デアリマス、サウ云フヤウナ立場ニ是等ノ從業員諸君ヲ置クコト云フコトハ、政府當局者ト致シマシテハ當然ナスベキ職責デアルト私ハ考ヘテ居リマス(拍手)故ニ是等ノ人々ヲシテ労働爭議ヲ起サセナイヤウニスル爲ニハ、生活ヲ保障シテヤツテ、彼等ガ安シクテ其ノ業務ニ従事スルコトノ出來ルヤウナ待遇ヲ致シテヤリサヘスレバ、斷ジテ斯様ナコトハ出來マセス(拍手)サウカト言ヒマシテ、際限ナク其ノ生活ヲ保護スルコト云フコトノ出來ナイコトハ、又國政變遷ノ上ニ於テモソレモ、際限ガアルコトデアリマスルケレドモ、少クトモ最低生活ノ保障ハ當然政府トシテナスベキモノデアルト、斯様ニ考ヘテ居リマス、此ノ意味ニ於キマシテ、過般運信從業員四十萬ノ諸君ガ是等ノ主張ヲ致シマシテ、私ニ是ガ解決ヲ迫ツタノデアリマスルガ、私ハ出來得ベキ限り是等從業員諸君ノ意ヲ採入レマシテ、兎ニ角最低生活ノ保障ノ出來ルダケノ責任ハ本大臣トシテ之ヲ持ツツト云フコトニ於テ、圓滿解決ノ曙光ヲ見ルニ至ツタノデアリマス(拍手)故ニ將來トモ此ノ方針ニ依ツテ私ハ是等ノ從業員諸君ニ臨ミマシテ、互ニ大臣デアラウト、從業員デアラウト、打ツテ一丸トナツテ、運信行政ノ爲ニ一身

労働關係調整法案ノ第八條第二號ニハ、郵便、電信又ハ電話ノ事業ニ關シマスルコトガ公益事業トシテ規定セラレテ居リマス、而シテ此ノ公益事業ニ關シマシテハ色々ナル條件ガ規定サレテ居リマスルガ、其ノ中ノ第三十七條ニハ、公益事業ニ關シテ關係當事者ガ爭議行爲ヲナスノハ、色々ナル條件ヲ經テ其ノ調停ノ申請ヲナシタ日、若シハ決議ヲナシタ日、若シハ決議ニ依ツテ請求ヲナサレタ日等カラ三十日ヲ經過シタ後デナケレバ、労働爭議ヲナスコトノ出來ナイト云フヤウナ色々ナル制限規定ガアリマスルガ、要シマスルニ是等ノ從業員諸君ガ労働爭議ヲスルト云フコトニ關シテハ、松岡議員御

労働關係調整法案ノ第八條第二號ニハ、郵便、電信又ハ電話ノ事業ニ關シマスルコトガ公益事業トシテ規定セラレテ居リマス、而シテ此ノ公益事業ニ關シマシテハ色々ナル條件ガ規定サレテ居リマスルガ、其ノ中ノ第三十七條ニハ、公益事業ニ關シテ關係當事者ガ爭議行爲ヲナスノハ、色々ナル條件ヲ經テ其ノ調停ノ申請ヲナシタ日、若シハ決議ヲナシタ日、若シハ決議ニ依ツテ請求ヲナサレタ日等カラ三十日ヲ經過シタ後デナケレバ、労働爭議ヲナスコトノ出來ナイト云フヤウナ色々ナル制限規定ガアリマスルガ、要シマスルニ是等ノ從業員諸君ガ労働爭議ヲスルト云フコトニ關シテハ、松岡議員御

労働問題ハ單ニ爭議闘争、ソレ等ニ依
ツテノ解決スルモノデハアリマセ
ヌ、又労働問題ハ物質的ニ依ツテノミ
解決スルモノデハアリマセヌ、労働問
題ノ調整ハ物質以外ニ精神ノ結合ガ必
要デアリマス、之ニ關シテ政府ノ所信
ヲ問ヒタイト思ヒマス

元來外國ハイザ知ラズ、日本ニ於テ
ハ少クとも労働問題ハ、此ノ勞資ガ眞
ニ精神的ニ結合シナケレバナラヌノデ
アリマス、此ノ精神問題ヲ離レテ之ヲ
解決セントスルコトハ、誤レルモ甚ダ
シイモノデアリマス、若シ極端ニ其ノ
例ヲ以テシマスレバ、勞資ハ恰モ夫婦ノ
如キ關係ヲ持ツベキモノト信ズルノデ
アリマス、其ノ間ニ何等ノ隔意ナク、
又一片ノ秘密ガアツテハナリマセヌ、
眞ニ相愛互助ノ精神ニ依ツテ結バレナ
ケレバナラナイモノト思ヒマス、二宮
尊徳翁ハ、貧富相和シテ財寶生ズト申
シテ居リマス、洵ニ至言デアリマス、
私ハ、勞資相和シテ生産生ズ、斯ク信
ズルモノデアリマス、勿論此ノ勞資ノ
間ニハ、爲ニセンガ爲ノ不純ナル第三
者ノ介在ナドハ絶對ニ排撃シナケレバ
ナラヌモノト思ヒマス、斯クノ如ク勞
資ハ精神的結合ヲ必要トスルニ拘ラ
ズ、資本家ノ中ニハ、未ダ封建的思想
ノ夢覺メズ、自己ノ信賴スベキ從業員
ヲ主從ノ關係ニ置イテ、搾取ト利潤追
求ニ汲々タルモノガアルノハ遺憾デア
リマス、又多數ノ労働者ノ中ニハ、漫
然資本家ヲ仇敵視シ、之ヲ排撃スル等
ノ例アルハ嚴ニ慎マナケレバナラヌト
思ヒマス、是ガ監督指導ノ任ヲ持ツテ
居ル政府ハ、宜シク善導シナケレバナ
ラヌト思ヒマスガ、之ニ對スル當局ノ
所信ヲ伺ヒタイデアリマス

併シ此ノ労働問題ノ根本的解決ハ、
何ト申シマシテモ我々ノ主張スル所ノ
協同組合原理、即チ協同組合ノ組織ニ依
ラズンバ完全ニ達成スルコトハ出來ナ
イト信ズルモノデアリマス、即チ資本
家モナク労働者モナク、全ク一人一票
ノ表決權ヲ有スル、眞ニ民主主義ニ徹
シタ、而モ利潤ニ墮セズ、又公益ヲ目
的ト致シマスル所ノ協同組合主義ニ依
ツテ、欣然各界ヲ通ジテ一體トナリ、闘
争ナキ世界、即チ平和ノ日本ヲ建設スベ
キデアルト確信スルモノデアリマス、
今ヤ我が日本ハ、憲法改正ニ依リマシ
テ自ラ戰爭ヲ抛棄シ、世界ノ平和ニ貢
獻セントシテ居ル時デアリマス、國內
ニ於ケル闘争ハ斷ジテ許サレナイノデ
アリマス、此ノ共同主義ニ依ツテ經濟
界、産業界諸般ノ革新ヲ行ヒ、以テ眞
ニ平和ノ日本ヲ建設スベキデアルト確信
シマスガ、之ニ對シテ政府ノ所信ヲ御
伺ヒスル次第デアリマス(拍手)

〔國務大臣河合良成君登壇〕

○國務大臣(河合良成君) 只今ノ御質
問ニ對シテ御答ヘ致シマス、第一ノ點
ハ、此ノ提案ニ付テ政府ノ政策ニ矛盾
ガアルガト云フヤウナ御議論ノヤウデ
ザイマシタガ、斷ジテ矛盾ハアリマ
セヌ

第二ノ點ハ、労働者ヲシテ經營ニ參
加セシムベシ、特ニ協同組合ノ考ヘヲ
以テヤラナクテハナラヌト考ヘル、ソ
レニ對スル政府ノ所信如何ト云フ風ニ
解釋致シマシタ、ソレニ付テ御答ヘ致
シマスルガ、協同組合ノ理論ヲ以テ勞
資ノ問題ヲ解決シテ行カネバナラヌト
云フノハ非常ニ結構ナ考ヘト思ツテ居
リマス、殊ニ「マス・プロ」ハ非常ニ少
クナリマシテ、是カラ中小工業、或ハ

農村工業ヲ日本産業ノ基礎トナシテ行
カネバナラヌト云フ時ニハ、此ノ問題
ハ非常ニ深イ注意ヲ以テ處理シテ行カ
ナクテハナラヌ、大イニ此ノ線ニ沿ウ
テヤツテ行カナクテハナラヌ問題ダト
ハ思ヒマスケレドモ、現實ノ問題ハモ
ツト急迫シタ色々ナ問題ガアリマシ
テ、將來ノ目標トシテ斯ウ云フコトモ
理想論ノ一ツトシテ其ノ線ニ沿ウテヤ
ツテ行カネバナラヌト云フ考ヘヲ持ツ
テ居リマス、隨テ労働者ニ利潤ヲドウ
與ヘルカト云フ問題モ、此ノ協同組合
ノ理論ガ段々實行サレルニ從ツテ、サ
ウ云フ問題ハ自然的ニ解決ヲ見ル問題
ダト云フ風ニ考ヘテ居リマス(拍手)

○木下榮君 私ノ質問ハ之ヲ以テ打切
リマス

○山口專久一郎君 殘餘ノ質疑ハ延期
シ、次會ニ之ヲ繼續スルコトトシ、本
日ハ是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマ
ス

○議員(橋本三君) 山口君ノ動議ニ
御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長(橋本三君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、
次會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シ
マス、本日ハ是ニテ散會致シマス
午後四時四十一分散會

定價 一部 七十錢

發行所

東京都麹町區大手町
電話 九ノ内三五二
振替東京一九〇〇圖書局